

「在日」外国人の高齢化と社会福祉

—神戸市長田区の在日韓国・朝鮮人一世をとおして—

5187 吉坂 有香

目次

はじめに

第一章 在日韓国・朝鮮人について

- [第一節 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景](#)
- [第二節 神戸市長田区と在日韓国・朝鮮人](#)

[第二章 神戸市長田区に在住している在日韓国・朝鮮人一世の声](#)

- [第一節 高齢在日韓国・朝鮮人一世のおかれている現状](#)
- [第二節 高齢在日韓国・朝鮮人一世の生活史](#)
- [第三節 高齢在日韓国・朝鮮人一世の将来に対する考え方](#)
- [第四節 ヒアリング調査からの考察](#)

第三章 在日韓国・朝鮮人と社会保障

[・第一節 在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度の問題点](#)

- [第二節 在日韓国・朝鮮人の法的地位](#)
- [第三節 在日韓国・朝鮮人と公的年金制度](#)
- [第四節 在日韓国・朝鮮人とその他の社会保障](#)
- [第五節 神戸市が行っている無年金「在日」外国人に対する救済措置制度](#)

[第四章 高齢在日韓国・朝鮮人に対する高齢化福祉の展望](#)

終わりに

—付—

- 大阪府八尾市にある民間デイサービス「サンポラム」の取り組み
- 在日韓国・朝鮮人一世のためのデイサービス「サンポラム」をたずねて
- 識字教室「ひまわりの会」に参加して
- 在日韓国・朝鮮人の特別養護老人ホーム「故郷の家」

[ヒアリング調査紙](#)

[参考文献](#)

はじめに

今、日本は急速なスピードで高齢化が進んでいる。西暦2000年からは公的介護保険が導入される事が決定した。それに伴い、デイサービス・ホームヘルパーなどの在宅サービス、特別養護老人ホームなどの施設サービスの一層の促進がはかられている。また今年から初めて「介護支援専門員」の試験がスタートした。福祉は今後ますます「施される福祉」から「自分達で選ぶ福祉」へと発展していこうとしている。

だがその流れから取り残されている人たちがいる。在日韓国・朝鮮人（以下「在日」と表記する時は在日韓国・朝鮮人を指すこととする。）一世の人たちだ。「在日」一世の人たちも着実に高齢化している。彼らは社会保障の変換の歴史の中で数々の差別を受けてきた。現在に至っても老後の生活基盤である国民年金の受給資格がない人がほとんどだ。また制度上は日本人と同じように福祉サービスを受けられる事になっているが、食習慣の違い・日本人に対しての気がねなどからサービスを敬遠しがちだ。教育を受ける機会がなかったため、日本語はおろか母国語においてさえ識字率が低く行政の福祉情報から取り残されている。つまり彼(女)らは自分達でサービスを選ぶにもサービスがわからない、また現存しているサービスも受け難いという状況なのである。

兵庫県は大阪・東京に次いで全国でも3番目に「在日」の人が多い。(1993、法務省調べ)そしてそのうちの4割近くが神戸市に在住している。だが、神戸市が高齢「在日」一世の現状を知り対応策をこうじるようになったのは1995年におきた阪神・淡路大震災以降のことだ。当時多くの仮設住宅には日本人だけではなく外国人も入居していた。その仮設住宅を定期的にまわってはじめて高齢「在日」一世の人たちの現状が明るみになったといえる。いいかえれば仮設政策に関連付けて対応策が取られるようになるまでは何もなされていなかったし、民生委員等による定期的な見回りもなかった。

これらを通して私の中で今後の高齢化福祉の方向としてこのままサービスを充実させるだけで本当によいのだろうか、今の高齢化政策は行政からみて目に見えている人たちだけを対象にしたものにすぎないのではないだろうかという思いが湧き起こってきた。そこで私は今回、「在日」の人たちが多く住んでいる神戸市長田区を対象にして高齢「在日」一世の人たちの現状を調査することにした。具体的には、

- 「在日」一世の人たちが歩んできた歴史的な背景
- 「在日」一世の人たちをめぐる社会保障制度の実態

の2点を押さえた上で神戸市長田区と「在日」の人たちの関係、現実を見ていこうと思う。そしてそれらを通して今後、「在日」高齢者に対する福祉のあり方を問い直していきたいと思う。

第一章 在日韓国・朝鮮人について

第一節 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景

韓国・朝鮮の人たちはどうして日本に住むようになったのだろうか。「在日」の歴史を知る上で1910（明治43）年の日韓併合の意義は大きい。日本の朝鮮侵略はそれ以前から進んでいたが、日韓併合によって朝鮮半島は完全に日本の領土となったからだ。ここでは日韓併合と第2次世界大戦終結を転機として在日韓国・朝鮮人たちの歴史をたどっていききたい。

(注：朝鮮戦争前では在日朝鮮と明記しているが、朝鮮戦争後は在日韓国・朝鮮と明記している。)

• 韓国併合前

在日朝鮮人の歴史を日本への出稼ぎとみるならば実は併合以前からも朝鮮人の渡日の動きはあった。ただ通説的には「1899（明治32）年の勅令第352号『条約若しくは慣行により移住の自由を有せざる外国人の移住及び営業などに関する件』によって日本への朝鮮人労働者の入国が禁止されていたが併合により日本国民となった朝鮮人にはこの勅令が適用されなくなって、労働力として流れてくるようになったとされている。だがこの『勅令第352号＝朝鮮人労働者の入国禁止』という見方は大変な誤解である。」注1：) というのもこの勅令は当時日本に在留する外国人の多くを占めていた清（中国）の労働移民を規制するものだったからだ。併合前の在日朝鮮人数については当時の統計作業や方法が明らかでないのでその数の確実性は実証しにくい。当時の新聞や工事犠牲者霊碑などの調査で朝鮮人労働者・芸者などがいたことが確認されている。以下いくつかの史実をあげておく。注2：)

- 1907年 肥薩線鉄道工事、山陰線の兵庫県内の鉄道工事、大阪の鉄道工事、京都舞鶴線工事の碑に朝鮮人の名
- 神戸の朝鮮人飴売りの存在
- 1909年 山梨県第2水力発電・岐阜県水力発電工事に朝鮮人の名

注1：) 小松 祐/金 英達/山脇 啓造/石井 昭男/「韓国併合前の在日朝鮮人」（明石書店、1994年9月30日）P16 L2～10

注2：) 史実は 小松 祐/金 英達/山脇 啓造/石井 昭男/「韓国併合前の在日朝鮮人」（明石書店、1994年9月30日）P24～26

のいくつかを抜粋

- 第1渡航期(1910～20年) 注3：)

この時期は憲兵と警察と暴力によって朝鮮において強制的植民地政策が推し進められた時期である。1910（明治43）年の日韓併合の翌月、朝鮮総督府が置かれ武断政治が強化された。日本政府主導のもとに設立された東洋拓殖株式会社は土地所有権を制度として確立するために1910年から土地調査事業を実施した。これによって多数の朝鮮人農民は土地を奪われ小作人となった。「1914（大正3）年から1919（大正8）年の間に地主の割合は1.8%から3.4%に、小作は35.1%から37.3%にふえ、自作農と自小作はともに減少している。農民は生活に苦しみ、年利4割4分という高利貸しの借金に苦しんでいたとされる。」注4：）1914年には第1次世界大戦が始まり、軍需好景気の波に乗った日本は国内労働力の不足と低賃金政策を維持する観点から朝鮮からの労働力の輸入に本格的に乗り出した。以上のような背景を受けて日本に出稼ぎに来る朝鮮人が次第に増加した。

初期において兵庫県下で朝鮮人労働者を使用した工場と開始日 注5：)

- ・ 摂津紡績明石工場 1912年6月
- ・ 紀陽織布工場 1916年11月
- ・ 由良染料工場 1917年8月
- ・ 日出紡績工場 1917年9月

ところが1919年、3・1独立運動がおこる。革命運動の海外への波及、革命家たちの入国を恐れた日本は同年4月「朝鮮人/旅行取締に関する件」を発布し朝鮮人渡航者を制限したが1922年の同法の廃止とおりからの第一次世界大戦中の労働力不足のあおりを受けて実際には制限は実行力に乏しくかなりの朝鮮人が渡日した。

注3：) 区分けは 姜 在彦「在日からの視座」(新幹社 1994年9月30日)による。

注4：) 庄谷 怜子「大都市のエスニック・コミュニティにおける生活構造と福祉の課題」

(大阪府立大学 社会福祉学部 平成7年6月) P17 L13~15

注5：) 姜 在彦「在日からの視座」(新幹社 1994年9月30日) P192~193

• 第2渡航期(1920~30年)

3・1独立運動の後、日本政府は民族の抵抗を弱めるため朝鮮の支配方法を従来の「武断政治」から「文化政治」にかえ、いわゆる同化政策を推し進めた。1923年には「産米増殖計画」が実施された。これは朝鮮で米を安くつくって日本にたくさん輸出させようというもので日本の食糧危機を救うところにその主要な目的があった。一方第一次世界大戦が終わって慢性的な不況に陥った日本は対朝鮮資本流出をどんどん推し進めた。その結果、朝鮮の民族企業は大きな被害を被った。「この計画は朝鮮農民に種子、肥料、農具購入などの負担を増大させ、飢餓と没落を

増やしたに過ぎなかった。逆に日本では朝鮮の大量移入により米価の高騰をおさえ、労働者の低賃金水準を維持する役割を果たした。」注6：) 日本の資本家達は安価な朝鮮人労働力を移入し、より大きい利潤を得るために朝鮮人労働者を求めた。1922年に朝鮮総督府令が廃止されたこともあり(第1渡航期参照)朝鮮人の渡航数は激増した。在日韓国朝鮮人一世の人たちが最も多く来日した時期もこの頃で、昭和初年を中心にして1920年～30年代に集中している。この頃は日本においても失業問題が深刻になり、1923年以降、何度か朝鮮人の渡航制限がなされているにもかかわらずその数は増加しつづけている。

注6：) 朴鐘鳴「在日朝鮮人 歴史・現状・展望」(明石書店 1995年3月31日)P87 L8～9

- 第3渡航期 (1931～38年)

1929年の世界大恐慌に巻きこまれた日本は次第に大陸侵略にその抜け道を見出していった。1931年の満州事変に始まり1937年には日中戦争が始まった。1930年を前後して日本農村を襲った農業恐慌は産米増殖計画に重大な影響を与え、朝鮮農民は深刻なあおりを受けた。産米増殖計画にかかわって登場したのがいわゆる「北羊南綿」で日本の紡績工業の生糸以外の原料(原綿、羊毛)を朝鮮で生産しようというものだった。この勝手な政策の転換の打撃をもっとも強く受けるのは、生活にゆとりのない朝鮮の零細農民であった。このように農村の負債額が増えるにしたがって本国で暮らせなくなった朝鮮人が生活の糧を求めて日本にやってきた。

- 第4渡航期(1939～45年)

1938年までの在日朝鮮人の形成は間接的・応募的なものだったが、1939年以降は直接的・暴力的なものだったといえる。1937年に始まった日中戦争が予想外に長引き、1941年には第二次世界大戦が始まった。これにより国内では青年層が次々と戦地に送り込まれ戦時産業における労働力の不足は重大な問題となった。これらの労働力不足を補うため、日本は大量の朝鮮人労働者を欲したが、これまでのように農村からの自然流出を待つだけではまわらなくなり、強制的な手段をとるようになった。1939年に「集団募集」を開始し、朝鮮人労働者の多くは特に危険率が高い炭坑部門にまわされた。1942年に「官斡旋方式」がとられた。これは「朝鮮総督府と地方官庁の斡旋で労務者を供出し出身地別の隊組織を編成して一定の訓練を行い連行する方式である。しかしそれでも予定数に達しない事が多く強制・脅迫はもちろん人狩りのような方法で連行した。」注7：) 1944年には「徴用・徴兵」方式によって6万5千人におよぶ大量の朝鮮人を日本へ強制連行した。これにより在日朝鮮人の人口は激増する。実に1940年代の5年間に100万人近い朝鮮人が強制的に移動させられた。さらに戦時中には陸海軍人、軍属として強制的に駆りだされたものも大勢いた。

注7：) 朴鐘鳴「在日朝鮮人 歴史・現状・展望」(明石書店 1995年3月31日)P92 L4～6

- 敗戦直後(1945年～)

1945年8月15日、日本は無条件降伏した。この事は同時に朝鮮の人たちにとって民族の解放を意味するものだった。彼(女)らは帰国を急いで港に殺到した。GHQの朝鮮人帰国に関する方針は1945年11月1日に決定され1946年3月18日より帰国のための登録が始まった。1945年8月15日から1946年3月までに128万9837人の在日朝鮮人が故国へ引き揚げている。だが現実問題として朝鮮本土の状況は思ったより悪かった。「解放直後、朝鮮の混沌たる政情に民心は落ち着かず、米軍政の過渡的方針に本格的生産は始まらず、インフレはおき、特に米の集荷の失敗のために配給はとだえ、1921年春には米よこせデモが起こっていた。北鮮(ママ)から、中国から、日本からの帰還朝鮮人で日本人の引き揚げた後の住宅は早くもふさがり、わずか千円の持ち帰り金や250ポンドの荷物では生活は容易ではなかった。これでは日本のほうが楽だ。一特に日本に永く住んでいたものは朝鮮での新しい生活基盤の困難なためにまた日本に密航してきた。朝鮮内の事情を聞いて引揚を思いとどまる朝鮮人も多かった。」注8：) また在日期間の長期化で日本に生活の基盤がある朝鮮人も多かった。子供が朝鮮語を知らない、親類・縁者たちと一緒に日本へわたってきたので朝鮮に帰っても頼る人がいないなどの理由で帰国を見合わせる人が多かった。「在日朝鮮人の大部分が南朝鮮の出身者であったが、帰国者は減少し1946年12月28日をもって集団帰国は終わった。個人的な帰国は続いたが1950年6月朝鮮戦争の勃発でそれも途絶えてしまった。このとき在留したものが現在の在日韓国・朝鮮人を形成している。」注9：)

注8：) 森田 芳夫 「在日朝鮮人の推移と現状」

注9：) 朴 鐘鳴 「在日朝鮮人 歴史・現状・展望」(明石書店 1995年3月31日)P99 L13～15

第二節 神戸市長田区と在日韓国・朝鮮人

現在、兵庫県に在住する在日韓国・朝鮮人は約7万人あまりでそのうち約3万人が神戸市に住んでいる。一般的に「在日」が定着する要件としては同胞が以前からある程度集中していること、また比較的仕事に恵まれているなどが考えられる。神戸は港町で船が入国しやすいこと、明治開国後から多くの外国人が神戸に入ってきて他の街よりも言葉が不自由でも共に暮らしていけそうな雰囲気があったことなどから大阪ほどでないにしろ神戸に定着する在日朝鮮人の人たちが増加した。

神戸市長田区と「在日」のつながりを見る上で戦争・ケミカルシューズ・阪神淡路大震災は欠かせない。この3つのキーワードをふまえて戦前・戦後・阪神・淡路大震災後にわけて神戸市長田区と「在日」の人たちの足跡をたどっていきたい。

• 戦前

「地理的な関係からして南部朝鮮の出身者は日本への渡航者の中で大きな比重を占め、逆に北方大陸方面への移住者の中では北部朝鮮の出身者が多数を占めた。1923年の日本内務省警保局の調べによると当時の在日朝鮮人総数80617人のうち出身地が判明する72815人の内分けは慶尚南道28628人、慶尚北道11404人、全羅南道（済州島を含む）18050人と全体の8割を占めている。」注1：)

神戸に定着した人の約70%の人が慶尚南道・北道の農村出身者で、土地調査事業により土地を失った農民達であった。言葉の不自由な初期の労働者が就業できるのは言葉を必要としない力仕事であった。大都市には必然的に交通網の広がり急務であり、神戸もまた数々の鉄道路工事に朝鮮人を起用した。神戸有馬電鉄（湊川～有馬・三田間、34.5km）は1927～28年に、三木電鉄（鈴蘭台～三木間、19.3km）は1936～37年にかけて工事が行われたが劣悪な労働条件と低賃金・給与未支払いなどの問題で雇用側と朝鮮人労働者達はたびたび衝突している。

神戸における朝鮮人労働者としては朝鮮飴売りの存在もあげられる。あまり日本語を知らなくてもできる仕事ということもあり、日本に来て間もない朝鮮人が「白いシャツ、白いズボン、素足には珍しい草鞋を履いて長い髪をチョンマゲにたばね、屋根つきの屋台を引いて売り歩いた。」注2：) 鉄道工事や水力発電所の朝鮮人労働者の多くは工事を請け負った業者が朝鮮で募集したものだったが、飴売りはばらばらに渡航してきた。春先から真夏にかけて湊川遊園の木陰にずらりと並んだ屋台風景は神戸の風物詩であった。しかし1917年頃から労働力を求める労働人夫として転身する人が増えその数はめっきり少なくなった。

朝鮮人が日本に渡航してくるのにはそれなりの理由があったことは第一節のところでも述べた事ではあるが神戸における在日朝鮮人も例外ではなかった。「1927年9月の神戸市の調査によると神戸在住朝鮮人(所帯持ち)の90.22%が渡航理由を労働のため、生活困難なため、金儲けのためと答えている。」注3：)

神戸市長田区に朝鮮人が集中してきた理由としてゴム工業をあげることができる。もともと明治から大正にかけて長田は「マッチの街」として知られていた。神戸港があって欧米向けの輸出に便利であったこと、地理的にみて住環境の悪いところに住んでいた貧民がマッチ産業に従事し労働力があつたことなどからマッチ産業は長田のシンボルとなった。「だが、さらなる低賃金労働力を求めて拠点を中国大陸や朝鮮半島に移したマッチ産業は、第一次世界大戦後、構造不況と空洞化にのしかかれ、またたくまに瓦解する。このとき職を失った大勢の人々を吸収したのが、やはり明治時代から勃興してきたゴムやタイヤ、チューブなどを製造するゴム産業であった。」注4：) 第一次世界大戦後の不況により日本は大量の失業者があつた。神戸の朝鮮人労働者も例外ではなかつた。しかし不況にもかかわらず長田のゴム工業地帯は活気づいた。「特に製靴は地方の需要が旺盛で工場新設の出願者が続出したという。さらに1923年の関東大震災時には、東京、横浜方面のゴム工場焼失により、全国の注文が神戸に殺到、工場間で熟練ゴム工を奪い合いするまでになった。長田への朝鮮人の集住は、この頃に始まったものではないかと推測される。」注5：)

かくしてゴム産業は第二次世界大戦の直後まで、長田の地場産業でありつづけた。当時のゴム工業は家庭内工業が主流であつた。1925年以降には輸出用のゴム底ズック靴が主流となり、零細企業による分業体制へと変わっていった。分業による単純作業は日本語が分からなくてもできるうえ、専門知識もいらない。また長田には比較的安い賃金で家が借りられたり工場に住み込みで働けたりという条件も重なって在日朝鮮人の数はどんどん増加していった。

「長田の朝鮮人数は1920年代後半から1930年代前半にかけて神戸市の朝鮮人人口の半分を占めた。具体的な数字でみると1926年は1,411人で神戸市の50.5%を占め、1930年は5,035人で同42.3%を占めた。その後、神戸市全体の朝鮮人の増加により長田区の占める比率は小さくなるが、長田区の人口全体は1935年7,439人、1936年は8,535人、1939年には14,692人と増え続けた。」注6：) 現在(1998年)における長田区の韓国・朝鮮人数は7,739人となっている。戦前に長田のゴム工業に従事した朝鮮人の数は正確には分からない。だが1930年～1935年の不況時には朝鮮人職員の労働争議がおき、警察と衝突したという記録が残っている。

注1：) 姜在彦「在日からの視座」(新幹社 1994年9月30日) P194 L10～14

注2：) 1917年9月6日 神戸新聞より

注3：) 朴鐘鳴「在日朝鮮人 歴史・現状・展望」(明石書店 1995年3月31日) P88 L16～19

注4：) 野村進「コリアン世界の旅」(講談社 1996年12月26日) P287 L2～7

注5：) 石井昭男「阪神淡路大震災と外国人」(明石書店 1996年1月31日) P36 L15～P37 L1

注6：) 石井昭男「阪神淡路大震災と外国人」(明石書店 1996年1月31日) P37 L9～14

• 戦後

第二次世界大戦が終結して神戸在住の在日朝鮮人の多くは本国に帰っていった。だが中には帰国費用を捻出できない者、生活の基盤が日本にあるため本国に帰っても生活力がないなどの理由で神戸にとどまる朝鮮人達もいた。彼らの中には不法と知りながらも家族を支えるため闇市で生計を立てるものもいた。そのため三宮の高架下から立ち退かされた在日朝鮮人達は当時の葺合区に三宮国際マーケットを誕生させる。その後、国際マーケットはどんどん規模を大きくし神戸の小売業の基礎の一端を担うまでになった。1950年に始まった朝鮮戦争は在日朝鮮人達の帰国の夢を打ち砕いただけでなく同一民族分断という悲しい影を落とした。在日朝鮮人が多く住む神戸でも例外ではなかった。

戦後の空襲で長田のゴム工業も大きな被害を受けた。しかし終戦直後の物不足ではゴム製品が大変喜ばれたため復興も早く、1946年には多数のゴム工業が操業を開始している。1951年の生ゴム統制解除により生ゴムが豊富に出回るようになると品質やブランドが重視されるようになり長田のゴム工場の中には大企業に押され倒産するものも出てきた。また人々の心にもおしゃれに対する関心が高まり出した。そこでゴム工業者はこのまま長靴や半長靴を造っていただけでは到底太刀打ちできないと察し品種やデザインを駆使しだした。時を同じくして塩化ビニールが登場し、これに目をつけた長田の街はビニール靴をつくるようになる。「生ゴム獲得競争で外国人の法的制限の少なさを存分に生かしてのしあがってきた在日韓国・朝鮮人たちが、この新製品の産みの親になった。」注7:)これがケミカルシューズの始まりであった。ケミカルシューズの命名者である韓さんはその由来を次のように語っている。「『ビニール靴の、何かいい統一した呼称はないかというので、私がビニールで作ってる科学シューズやからケミカルシューズでどうやと叫びたら、それでいこうということになったんです。』」注8:)その後ケミカルシューズ業は大きな発展を遂げ、街を代表する産業となった。「最盛期には関連の会社は800社を数え、その6,7割が朝鮮人業者といわれた。」注9:)

1970年代に入っておこったドルショックとオイルショックによってケミカルシューズ業は再び打撃を受ける。アメリカ向けの輸出がほとんどだめになり国内向けもほとんどなくなった。

「ケミカルシューズ産業はすでに構造不況業種になっていたうえに、韓国や台湾への生産拠点のシフトが進み、明治・大正期のマッチ産業と酷似した空洞化への道を辿っていたのである。90年代にはいると、新たな危機が追い打ちをかける。急激な円高と中国の参入である。長田のメーカーが苦心のすえ開発した新製品が、国内市場の競争で一年と持たない。イミテーションの中国製品が、半額以下の値段で流れ込んでくるからだ。メーカーの数も、最前期の800社から400社に半減し、震災前の工場の稼働率は平均して6割程度にまで落ち込んでいた。」注10:) ケミカルシューズ製造は裁断、ミシン、靴底、ビニール加工、貼加工など約20工程の下請けが連なる完全分業体制である。さらに関連の資材、機械、金型、運送などの業者も加わる。そのためひとつの下請け操業中止はその1社だけの問題ではなく、他の関連会社にとっても死活問題であった。

このように経営不況だった長田区のケミカルシューズ産業に決定的な打撃を与えたのが、1995年1月17日におきた阪神淡路大震災だった。

注7：) 野村 進「コリアン世界の旅」(講談社 1996年12月26日) P287 L17~18

注8：) 野村 進「コリアン世界の旅」(講談社 1996年12月26日) P288 L6~8

注9：) 石井 昭男「阪神淡路大震災と外国人」(明石書店 1996年1月31日) P46 L7~8

注10：) 野村 進「コリアン世界の旅」(講談社 1996年12月26日) P289 L9~15

• 阪神・淡路大震災後

1995年1月17日午前5時46分、神戸を震度7の大地震が襲った。阪神・淡路大震災である。神戸の韓国領事館や在日本大韓民国民団兵庫県本部などの集計によると兵庫県では137人の在日韓国・朝鮮人が死亡した。皮肉なことに「在日」の人たちが最も多く在住する長田区は被害が最も大きい地域となった。その理由としてここは明治ころの河川工事で開かれた土地であったため地盤が相当に弱かったこと、安価な木造家が多かったため烈震にひとたまりもなかったことがあげられる。「同区にいる『在日』の被災者は2千人を超え、40ヶ所の避難所にいる。全壊もしくは全焼した家屋は約700軒、半壊を入れると1,200~1,400軒にのぼるとみられる。」注11：)

この震災でケミカルシューズ業は半数以上の工場が全半壊するという大打撃を被った。もともと家内工業制が主流な産業のため、規模も小さくとてもではないが震度7のゆれに耐えられるものではなかった。「震災の後に一人暮らしの年寄りが多く被災したという認識があるが、在日韓国・朝鮮人の暮らし方として、二階建ての家があったら二階に住んで一階を作業場としているパターンが多い。だから震災の時に二階には誰かが寝ていたのではないか。すなわち、一世が頑張って、長田区内で借家として借りていた家を地主から買う。その二階に暮らしながら、一階を工場として使い、家族経営または人を雇って操業を続ける。余裕があれば自宅付近に工場を建てて、通いで仕事をするようになる。二世が育ち、同じ仕事を手伝って自立への道を準備する。二世が結婚して工場を別にもうと、子供は長田を離れ、郊外の家に移り住んでしまう。すると最後にはお年寄りが長田の家の二階に残ることになる。こうして残ったお年寄り達が、新長田駅付近の一戸建てに住んでいた。一つだけ幸いしたのはその多くが二階に住んでいたことだ。そのため、家の下敷きにならずに、がれきの中から這い出した人もいた。もちろん、そのまま息を引き取った人もいた…」注12：)

震災から2年たった1997年にはメーカーの95%以上はすでに営業を再開したといわれている。しかしその生産量は地震前の半分にも達していないのが現状だ。地震による被害もさることながら、中国やベトナムなどからの安価なアジア製品が流れ込んできたからだ。かつてはケミカルシューズ業に従事する日本人も多かった。しかし彼(女)らの多くは靴作りに見切りをつけ長田を去っていった。その後をついで今日まで頑張ってきたのが「在日」の人たちだ。だが彼(女)らにもかつての日本人と同じような流れがおこっている。つまり長引く景気後退でケミカル業も経営が厳しくなってきたこと、以前に比べて就職差別が緩やかになりケミカル業に従事する「在

日」の若者が減ってきたことから少しずつ「在日」の人たちは長田から離れていこうとしている。そして今回の大震災。「地震で職を失った人々の多くは、長田の外に新たな活路を求めた。神戸市に9つある区のうち、地震後の人口流出に歯止めがかからないのは、唯一長田区だけである。中小・零細企業の倒産や人員削減などで、失業者はいまなお増え続け、「在日」の失業者数は実際には1万～1万5千人におよぶのではないかともいわれていた。」注13：) ケミカルシューズ業とそれを生活の基盤にしてきた「在日」の人たちの構図は今後どうなっていくのだろうか。

注11：) 1995年3月8日 朝日新聞夕刊より

注12：) 石井 昭男「阪神淡路大震災と外国人」（明石書店 1996年1月31日）P81 L7～17

注13：) 野村 進「コリアン世界の旅」（講談社 1996年12月26日）P302 L8～11

第二章 神戸市長田区に在住している在日韓国・朝鮮人一世の声

1. 調査の目的

今、日本は盛んに高齢化社会がいわれているが、もう一つの高齢化も確実に進んでいる。在日韓国・朝鮮人一世の人たちだ。彼(女)らの多くは日本の朝鮮侵略の犠牲にあい海を渡って日本にきた。日本の植民地政策によって土地や職を奪われ日本に移住してきたり、戦前の強制連行・強制労働など苦しい時代を過ごしてきた人たちだ。だからこそ在日韓国・朝鮮人一世の人たちは豊かな老後を送る権利があるのだが、実態は日本の高齢者福祉政策から取り残され、放置されているのである。

神戸市長田区には多くの在日韓国・朝鮮人の方達が住んでおられる。その中には65歳以上の高齢在日韓国・朝鮮人一世の人たちも多い。制度上は高齢者サービスに国籍条項はなく、「在日」高齢者の方達も日本人と同じようにサービスを受けられるようになっている。だが、サービスはあるだけでは何の役にも立たない。利用してこそサービスだ。高齢「在日」一世の人たちの多くは教育を受ける機会が与えられず、日本語はおろか自分達の母国語でさえ読み書きできない人が多い。だからサービスそのものの情報を得ることが困難である。その上サービスを利用したとしても言葉の問題や食生活・生活習慣の違い、日本人になじめないなどで疎外感を感じる人も多い。役所としてはサービスを用意するだけでなく、民族的考慮を配する必要もあるのではないだろうか。

これらのことをふまえて私は神戸市長田区に在住しておられる高齢「在日」一世の人たちが置かれている状況を知るためにヒアリング調査を行うことにした。彼(女)らの置かれている現状を過去・現在・将来の3つの視点から捉え、彼(女)らが福祉サービスをどのくらい知っているか、福祉サービスに対してどう思っているか、行政に対してどのような要望があるのかを知りたいと思ったからだ。ヒアリング調査にしたのは統計的数値を出すことは神戸市長田区における高齢「在日」外国人の実態が把握されておらず私一人では到底無理であること、実際の生の声を聞くほうが彼(女)らの真の状況を把握しやすいと考えたからである。

2. 調査対象者

神戸市長田区に在住しておられる65歳以上の在日韓国・朝鮮人を対象とした。そのうち生活保護世帯・独居・三世帯同居のそれぞれの方にヒアリング調査を行った。言葉の問題もあるため、神戸市長田区の「在日」一世のお宅を定期的にまわっておられるRさんに同行していただき、調査を行った。

Aさん(75才) 1級の障害者手帳を持っている息子さん(46才)と仮設住宅で二人暮らし。年金はなく生活保護を受けている。

Bさん(91才) 市営住宅にひとり暮らし。無年金だが、生活保護をうけている。震災前も震災後も長男のお嫁さんと折り合いが悪いため 長男夫婦とは同居していない。日常生活のことはたい

ていお嫁さんがきてしてくれる。日本語は聞いて理解することはできるが喋ることができないため、Rさんが通訳に入っのインタビューとなつた。

Cさん(70才) 夫と長男夫婦、孫たちと三世代同居。毎週土曜日に長田文化会館で行われている識字教室「ひまわりの会」に通っている。年金はなく息子の扶養で生活している。

3、調査内容

現在の状態

- ・性別、年齢
- ・健康状態 現在、介護が必要な状況か、また将来介護が必要になる可能性が高いかを知る。
- ・家族、親族、近隣との相談、社会的支援について 本人を取り巻く社会的要素を知る。
- ・家計、経営、就労の変化、公的年金・生活保護の加入状況

本人の経済的基盤を把握することで今までどのように生活してきたのか、また将来どのように生活していこうとしているのかを知る。

・住宅 現在どのような住居形態か。それによって不都合は生じていないか。もしくは将来不都合を生じさせる可能性があるかを知る。

・日常生活の様子 本人の一日の生活の流れと一週間の生活の大まかな流れを知る。

ライフヒストリー

・来日時期 何時ごろ、どういう形態(結婚のためか、親と一緒に、独りできたのか…etc)を知る。この事がその後の生活状況に大きく影響するのではないか。

・受けてきた教育 最終学歴、きちんと学校へ行けたか。識字ができるのとできないのとでは就労の経緯に影響が出るのではないか。また就労の内容によって健康状態、厚生年金の有無にも影響が出ると思われる。

将来のことについて

- 将来どんなことに不安を持っているか

現在の状況・ライフヒストリーを踏まえて抱えている不安を聞いていく。自分のことだけでなく、家族のことについての不安もあるだろうと思う。

・困ったとき誰に相談するか 本人の置かれている社会的環境によって違ってくるだろうと

思われる。

・福祉サービスについての認知度、権利意識

日本の高齢者福祉サービスをどの程度まで知っているか。また利用したいと思うか。また利用したくないと思っているのならその理由は何か。サービスのどの点が不満か。不備な点はどこか。行政に対してどのような要望があるのか。

第一節 在日韓国・朝鮮人一世のおかれている現状

現在の状態

健康状態

Aさん：昨年、交通事故に遭い入院した経験がある。現在も通院中。息子さんのほうは耳が聞こえず、両足が不自由。杖を使えば近くでなら何とか歩ける。しかし遠いところでは車椅子でないと無理。

「交通事故に遭って足はまあ時々痛む。さむなったらこたえる。」

「私はもう病院だらけや。目医者も行くし歯医者も行くし。心臓も悪いから病院にかよっとる。」

「お兄ちゃんは杖ついたり。まあ遠いところに行くんやったら車椅子やけど、このへんぐらいやったらな。ぼちぼちいきようから。」

退院する際、一番気になったことは自分の足のこともあるが息子さんのことだ。退院して一ヶ月ほどはホームヘルパーをつけていた。入院していた間、息子さんの面倒は近所の人や娘さんがしていた。

「自分が治ったら歩けるかっていうのも心配やけど、お兄ちゃんのこと心配やし。家も当たってないし。もう悩みばかりや。まあみんながね、ようしてくれたから。」

「退院する時は困ったことってあったけど、まあ、ヘルパーさんをつけてくれたから、洗濯とか掃除とかやってくれたけどな。一ヶ月ほどな。」

(Aさんが入院していた間、息子さんの面倒はだれがなさってたんですか。)

「そやからもうみんな近所の人とか娘とか。みんな交代交代で。」

Bさん：特に今のところからだの事で困ってはいない。医者には通ったことはあるけれども入院したことはない。足が震災前から少し悪い。そのことで時々今でも病院に通っている。ひざのあたりを中心に両方の足が痛い。だから遠いところは行けないけれど、近いところなら時間をかけてゆっくりなら自分で歩ける。

Cさん：もともと喘息もちで病院にはよくいっていた。いまは喘息のほうか治りかけているので病院にはいっていない。御主人のほうは足が悪いが病院に行くほどでもない。

「困っていることは喘息だけやけど、喘息は治りかけとうからね。前はひどかったけど。最近入院せえへん。」

「主人はもう、足が悪うてもな、医者には頼らへん。(私が主人の)足をようさすったとう。」

家族・親族・近隣との相談、社会的支援について

Aさん：息子が二人、娘が一人居る。娘のほうは生活も安定しており何も心配することはないが、長男のほうは離婚して子供も居るので心配である。同居している息子は末っ子になる。子供たちはちょくちょくきてくれる。近隣とのつ

きあいのほうは仮設住宅に住んでいる人が少なくなってきたのでそれほど密ではない。どちらかというとなRさんのような事情をよく知っている人に相談することが多い。

今現在、むすこさんは週一回のデイサービスと週四回、作業所に通っている。Aさんはデイサービスを週二回にしたいと考えている。また杖や車椅子は役所のほうから給付されている。

「まあ娘はいうことないのよ。長男は苦勞ばっかしや。若い時から嫁さんと別れて。」

「ここ（＝仮設住宅）にはもう二軒だけですわ。こういう役所のこととか民生委員のこととかよその人にもわからへんもん。やっぱ知った人にこうやああやいうて電話かけたりな。」

（息子さんはデイサービスに満足なさってるんですか。）

「そうやね。ああいうところに行くのがちょっとたのしみみたいや。きいたらうれしそうにはなしすんねん。」

「W病院のところにデイサービスのとこがあんねん。もう一回あったらいいな一って思うから。本人は二回でもいいねんけど区役所のほうが二回してくれるかくれへんのかな。」

「作業所。この下に身体障害者の作業所があるんやわ。そこいっとんねん。4日。土曜、日曜、やすみやし。」

現在利用しているサービスはすべてボランティアや役所から得た情報だ。だがそのような情報が得られるようになったのは震災後のことである。また息子さんのことがよほど気にかかるのか障害者に関するサービスは比較的知っていた。ショートスティも一度だけ利用したことがある。

（デイサービスのことはどういうふうに分かったんですか。）

「みんな、ボランティアがいうてくれるし、役所の女の人とか区役所の人らがきてこういう事したらええよ一っていうから。」

「一般の家に居てたら震災前は(定期的に)見回りなんかぜんぜんなかった。それで私わからなかったもん。ぜんぜん。」

（もし一週間ほどAさんがでかけなくてはならなくなったら、息子さんは親戚に預けたりするんですか。）

「預けない。一週間ほど預けてくれるところがあるねん。一回は預けたことがあんねんやわ。」

Bさん：男の子が一人と女の子が7人。女の子は下関など遠くに居て孫とかもめったにこない。女の子の1人はすでに亡くなっている。長男は再婚している。今のお嫁さんの間にはこどもはいないが、先妻の間には三人の子供がいる。長男は近くに住んでいることもあって結構頻りに訪ねてくる。近所の人との付き合いもほとんどない。近所にだれが住んでいるのかも分からない。

一週間に一度、ホームヘルパーさんがたずねてくる。仮設に居た時から来ている。だから震災以降の仲だ。それまではそういった制度（福祉サービス）があるとも知らなかったし、知るすべもなかった。しかし、日本人のヘルパーだからあまり気が合わない。出不精で自分のほうから積極的に外界と接触を持とうとしない。どちらかといえば強制的に連れていけば出て行く。つえも持っているが使わない。

Cさん：息子が3人と娘が2人いる。長男夫婦とは同居。次男は明石、三男は伊丹に住んでいる。子供たちはたまに電話をくれたり、たずねてきてくれる。近

所に親しい人が一人いる。日本語の読み書きができないため、難しい手続きはすべてお嫁さんがしてくれる。困った時に頼りになるのはやはり家族である。

「困った時は家族に相談せんな、だれに相談するの。」

「難しい手続きは全部お嫁さんがしてくれる。だって、何にも字が知らんからな。何ができるの。」

家計・経営・就労の変化、公的年金・生活保護の加入状況

Aさん：年金はもらえず、生活保護を受けている。いつも福祉の世話になっているという思いから肩身が狭い。今度、同居している息子が痔の手術をするためその費用をどうしようか途方に暮れている。役所にしばらくお金を貸してくれと頼んだら金額が高すぎるといわれた。医療券が使えるのは最初だけであると現金で払っている。Aさんとしては交通事故にあったときに見舞金として出された100万円のうち使わずに返した30万円を今もらって息子の医療費に当てたいと考えている。

神戸市が無年金外国人に対して行っている救済措置制度も生活保護を受けているため対象外となっている。また障害者の手続きをしにいったら役所の人から生活保護をもらったほうがいいからそちらにきなさいといわれた。

(今、公的年金は?)

「なーんにも。私、何にもないから生活困って福祉もらってますねん。福祉の世話になっとうからおおきなこといわれへんやん。そりゃ世話にならなんだらどこまで大きい声だせるけんぞ。」

「痔の手術するのに32万円で通院は別や。それで私な、区役所行って頼んだんや。お金ちょっと貸してくれ言うたらそんなたかいお金いうて。とんでもないこというないうて怒られたわ。高いか安いかわ本人は血はたれっばなしやしな恐いいうてな。」

「保険きかへん、医療券もきかへん。実費や。その病院は保険きかへんとかやて。最初だけやて。医療券いるのは。」

「(神戸市が無年金外国人に対して行っている救済措置制度は)生活保護をもらっている人には無縁なわけですよ。年金だったら、胸を張って人に言えるんだと。だけど、生活保護をもらっていると胸を張っていいにくい。年金をもらって足りないところを生活保護で補うっていったら、まだ気持ちが違うんだと。」(Rさん)

「私はもう散っていくから、息子はまだ若いから身体障害者の手続きをしたわけ。したら民生もらった人は民生委員のほうがまだいいからせんでええいうて。障害者の金はうちはいっつももろてないんよ。」

Bさん：今は生活保護をもらっている。昔、夫が亡くなって幼子をかかえて困っていた時に知人からこういうのがあるよと教えてもらった。お金は長男のお嫁さんからもらっている。お金に関してこまっていることはない。

Cさん：日々の生活費は息子達がくれる。だからとくに困っていない。年金はもらっていない。神戸市の救済措置制度のことは聞いたことはあるが、息子達から自分達のはらってあげるからそんな面倒臭いもの手続きしなくてもいいといわれて何もしていない。つい最近、罹災証明を出さなかったことに気づいた。

「年金も何にもないからな。うちられるゆうても入れてくれなかったからな。子供らやな、孫らわな、年金でも保険でもいれてもらえる。年とったら入れてくれない。」

(どうして役所がしている措置制度を利用しないのですか?)

「神戸市がくれるんやろ。そういう話はきいとるけどまだもろてない。息子がいやがるから。そんなもんもらわんでもええいうて。」

「今でも税金だけはちゃんと払っとる。じいさんにはなしたらな、子供に邪魔にならん様にいきていかなあかんいうて

「罹災証明出さんかったから、この間わかってね。(罹災証明があるのとないのとでは全然違うよ。)

罹災証明をつくったら、ちょっとくれるかわからん。」

住宅

Aさん：震災後から仮設住宅に住んでいる。五回めによく当たった市営住宅は希望していたところではなく長田から離れた兵庫のほうになった。そのため、息子の病院やデイサービスの問題、Aさん自身の通院の問題などに悩んでいる。また人間関係を最初からやり直さなければいけないので戸惑いを感じている。

「長田やない、兵庫になんねん。兵庫になるから心配やねん。やっぱり長田の人は長田がええしな。だから友達でもここぼっかしやんか。何でそんなとこ申し込んだいうけど、それぼっかしはな。いくら申し込んでもあたらへんから。」

Bさん：今は市営住宅が当たって、特に不便は感じていない。お風呂の掃除などはお嫁さんが来てしてくれる。長楽の仮設住宅に居る時も特に不便は感じておらず、日々の生活を流れに身を任せ過ごしていた。当時、仮設の世話をしてくれる役所の担当の方がいて事情をすべて察して一人一人に対処してくれた。だからBさんも市営住宅を申し込むに当たってそれほど苦労はしなかった。震災前から市営住宅に住んでいたBさんのような人は優先的に震災後も市営住宅に戻ってこられるようになっている。

Cさん：今は三世同居なのでとくに不便を感じていない。

日常生活の様子

Aさん：息子さんが毎週水曜日にデイサービスに、土日以外は作業所に通っている。その間Aさんは毎日病院に通院している。病院から帰ってきたら、息子さんが帰ってくるまでに掃除、洗濯、買い物などを行っている。

「息子が作業所に行っている間は病院に行ったりとか、洗濯したり。もうこんな状態や。こないして。」

「作業所は1日400円。400円でも自分楽しみやいうていっとうから。弁当代だけたこつくねん。」

Bさん：一週間うちたまに友達の家遊びに行く以外はほとんど家の中で過ごす。

Cさん：毎週土曜日に識字教室に通っている。それ以外はとくに散歩することもなく、夫のほうはCさんと一緒に識字教室にくることはなく、毎日パチンコに通っている。長男のお嫁さんがよくしてくれるし、生活に不自由はないけれどもなぜか心に風が吹いていると感じている。

(ひまわり教室にこられる以外、ほかにどこかに行かれたりしていますか。)

「ほかのところは何にも行ってへん。おじいさんは家におる。毎日パチンコにいったる。」

「長男の嫁がなんでもやってくれるし、生活はなに不自由ないけれど何でか知らんけど、寂しい。」

第二節 在日韓国・朝鮮人一世の生活史

ライフヒストリー

来日の歴史とこれまでの生活の経緯と想い

Aさん：韓国で結婚して先に日本に来ていた夫を頼って21才の時に来日。新長田のほうに住んでいてそこで3人の子供を産んだ。3人目がおなかの中にいる時に夫が亡くなった。言葉も字も分からない日本での生活は苦しかった。子供たちを養うために必死で働いた。震災前まではケミカルシューズ工場で靴のゴム底を縫い付ける仕事をしていた。

「21才で来て子供3人うんでおおきさせて。それにまた26才の時に婿さんが死んで。一番下がおなかにおってお父さんが亡くなったんや。だから下の子はお父さんの顔知らんねん。それで女の子が4つ、上の子が5つ。まあ年子やったからな。」

「言葉も分からんし字も分からん。何もかも分からん。そやから韓国行きたいゆうて毎晩泣いたしな。」

「ずっと働いて。まあまあや思ったとたん、この子が熱でな。悪なったから。まあ働きもってしてもおいつかへんやん。女が1人働いても。それで民生委員がだれかいうてみて連れていってくれて。」

「とにかく人の世話にならないってずーとがんばってこられた人だったから。で、どうしようもなくなった時に日本の組織じゃなくて在日の組織が教えてくれたの。民生委員にしても何にしても。」（Rさん）

Bさん：長田に住むようになって40年。18歳の時に朝鮮で結婚して21歳のときに慶尚南道の金海（キメ）から日本に来た。ご主人が先に日本に来ていてその後を追って1人で来た。初めは下関にいた。日本語がまったく分からず苦勞したが、少しずつ覚えていった。けれども病気になって長く使ってきた日本語を忘れてしまい、21歳までしか使わなかった朝鮮語しか使えなくなってしまった。（そのため、今回のヒアリング調査もRさんの通訳を通して行われている。）日本語を聞くことは多少できる。知っている人もあまりいなくて頼る人は夫だけだったが、夫にたびたびたたかれて苦勞した。

Cさん：16才で結婚して夫とともに日本に来た。はじめは山口県にいて木炭や炭を焼く仕事をしていた。日本に来てこんなつらい仕事をするぐらいだったら死んだほうがましだと何度も思った。長田に移り住んでからは震災前までケミカルシューズ工場で靴の底を縫ったり、底の土台をつくったり、のりをぬる仕事をしていた。日本語も全然分からなかったが一年で家の所帯を任された。20才までは苦勞しすぎで年月が経つのがすごく遅く感じられた。今、夫はCさんに当時のことを思ってすごく感謝している。

（もうずっと長田に住んでいるんですか。）

「山口県におって、まあ30年ぐらいになるんかな。そこでな、木炭焼いて炭焼きしとった。日本に来てこんな仕事ええことない。死んだほうがましやおもたりな。」

（Cさんは震災前までずっと働いてて自立してたのよ。）（Rさん）

「靴の底をぬったり、靴の土台をつくったりな。それをなに、のりをぬりよったんや。」

「腹が立ったらな、主人にこないいいたるねん。自分は兄弟も多いし、日本におったやるいうて。だからお父さんいいよる。もうちょっとな、字が分かってな、やとったらおまえをそんなにつかわんでもよかったけどいうてな。今になったらかわい

そうに思ういうて。」

「30年ぶりに韓国に行ったら、もう親は死んでおらん。で、ここが韓国やいわれた時にはまあ、人がたたいもそんな涙が出るかいうぐらいぼろぼろ涙がでたんや。」

「20才まではつらかったよ。年がいわれへんかったもん。恥ずかしいて。子供おったし。」

第三節 在日韓国・朝鮮人一世の将来に対する考え方

将来のことについて

将来に対する心配事

Aさん：市営住宅に移り住んでからの生活全般について不安である。今住んでいるところからはなれているため、病院の通院、息子のデイサービス、作業所をどうするかまた自分達を受け入れてくれる人間関係が新しいところで築けるか心配である。あと息子の痔の手術代も頭の痛いことである。息子のことで精一杯で自分のことまでかえりみる余裕がない。

「まあ、この子が健康やったらあれやけど。」

「私は出歩いたらいいけど、これがな、慣れとらへんし。もうここまでこられんもん。まず遠い市営住宅にうつったら通いなれた作業所に通ってこられんやん。」

「病院にずっとかよってるわけなの。息子さんもAさんも。そしたらそこにくるのがやっぱり大変なわけ。年老いたAさんが息子さんをひいてくるわけにもいかないしね。」（Rさん）

「生まれも育ちもこの界限だから、Aさんと息子さんのこと知ってるひと多いじゃない。だからこけて倒れても知ってる人が助け起こしてくれるのよ。でも全然知ってる人がいないところに行ったら、最初から人間関係をやり直さなくちゃいけないでしょ。」（Rさん）

「病院の近くの住宅にしてくださいって言ったのに4回ともみごとにすべてね。今、中古の市営住宅だけど、病院の近くに四軒ほどあいてるって聞いたからそこに変えてくださいって役所に頼んだら、それは不平等だっていわれたの。」

Bさん：将来、とくに困っていることはない。もう91才だからあきらめの心境がある。外に出ることも少ないし、気もふさいでくるから、とくに希望することもない。

Cさん：今が精一杯で将来のことまで考えていない。長男夫婦と同居していることもあって将来心配していることもない。

「別に金はないけれども、今は息子がくれるから苦勞せんわおもて。なくても生きてきたんやから、くれにやもらわんでもええわいうてな。」

「もう、今が精一杯。字が読み書きできんことが情けなくなる時もあるしな。」

困った時、だれに相談するか

Aさん：困った時はRさんのように事情をよく分かっている人に相談しようと思っている。民団注1：)は全くあてにしていない。

「民団だめ。民団なんかこんな相談これっぽちもしてくれへんで。なにひとつでも相談に行ったら、ああそうですかいうてな、偉そうに座ってな。震災後も一回きりきただけや。困ったことがあったら民団に相談しにきなさいってなーにが相談できるの。」

「マイナス面ばかりじゃなく、民団だってね、立派な事業をやってるところもあるけれどもでもやっぱり弱者になかなか目が行きにくいって言う欠点はあるのね。」（Rさん）

（神戸市には「在日」の方が多のにそういう専門の窓口もないんですよ。）

「ないない。」

Bさん：困ったときに一番に相談するのは長男だが、今後も一緒に住む気はまったくない。1人で住むうえでの苦労があったとしてもやはり一緒には住みたくない。

Cさん：困った時は同居している長男夫婦に相談する。

福祉サービスについての認知度、権利意識

Aさん：震災後、ボランティアや役所の人が仮設住宅に定期的に見回りに来てくれたおかげで比較的福祉サービスについては知っているし、利用もしている。生活保護の手続きもホームヘルパーの手続きもすべて役所の人がしてくれた。車椅子や松葉杖も役所から支給してもらっている。

Aさん自身はもし民族性の配慮されたデイサービスがあれば将来行ってみたいと思っている。

「生活保護やヘルパーさんの手続きは役所がしてくれた。」

「車椅子や松葉杖も福祉からや。世話になっとうからいつも気がこまーなってもて。」

(Aさんはも将来デイサービスにいつてみたいとおもいますか。)

「うーん、そうやな。年取ったら。チャンゴたたいて、朝鮮民謡歌って、キムチ食べてみたいなところやったらね。とにかく黙って座ってるだけやったら時間もったいなーっておもうねん。」

Bさん：日本の福祉サービスをあまり利用したいとは思わない。期待していないし、自分に合うところを探す能力もない。もし仮に「在日」だけを対象にしたサービスがあったとしてもあまり期待していない。将来からだが不自由になっても施設には入りたくない。その時は病院にいらしてもらおう。今のところひざが少し痛いだけなのでたぶん大丈夫だろう。

Cさん：難しいことは子供たちや同居している長男のお嫁さんに頼りきっているので福祉サービスについてはよくわからない。年を取っても施設に入らずに家にいたいと思っている。そして自分達（Cさんと夫）の世話は長男の嫁や息子たちがしてくれるだろうと思っているがそのことについて深く考えたことはない。

(体が不自由になったら役所の施設に入りたいと思いますか。)

「思わない。まあ、年を取ったらな、家がええ。」

(今はCさんも御主人もお元気ですけれども、もしお2人とも体の具合が悪くなって介護が必要になったらお嫁さんはかなり大変になりますね。)

「その時は息子らが見てくれる。そういうことあんまり考えん。今が精一杯やから。」

注1：) 民団とは「在日本大韓国民団」の略。韓国が朝鮮半島における唯一の正統政府という認識のもとに成立し、「在日」の法的地位の安定と権利擁護

にとりくんでいる。韓国に行くための窓口にもなっており、いろいろな手続きが民団をとおさない则取り難くなっている。そのためいやおうにも民団に束縛されるという指摘もある。

第四節 ヒアリング 調査からの考察

今回、ヒアリング 調査の対象者数が3人ということでサンプル数が少ないのは否定できない。だが高齢「在日」一世の多くの方がヒアリング 調査を実施するのに気遅れなさり、受け入れが難しかった。今回、調査をする上でRさんには本当にお世話になった。Rさんがおられなかったら「在日」高齢者の方にお話を伺うことはできなかつたらと思う。

私が神戸市長田区を対象にしたのは「在日」が多く住んでいるにもかかわらずあまり実態が把握されていないこと、大阪のように行政が目をつけようという態度が皆無に等しいこと、さらにそれらに覆い被さるように1995年におきた阪神淡路大震災で被害が一番大きかったことなどからであった。私自身、明石に住んでいながら震災前まで長田は近くて遠い存在だった。今回、調査をした上でいかに高齢「在日」一世の方が置き去りにされてきたか、地震によって生活が変えられたかを改めて思い知らされた。調査の結果を踏まえて、神戸市長田区の「在日」高齢者の生活課題を整理したいと思う。

<識字率の低さ>

「在日」高齢者の多くは日本語、母国語とも読み書きできない人が多い。そもそも日本に来た理由の多くは生活苦のためであって仕事をするのが精一杯であった。慣れない土地で子供たちを大きくさせることで頭がいっぱいで教育を受けるゆとりも金銭的な余裕もなかった。Aさん、Bさん、Cさんとも読み書きできなかった。そのため行政からの情報がはいつてこない、そろえる書類がわからないという事態が起こり、手続きは家族に頼りがちになってしまう。

だがAさんのようにボランティアが何度か来てくれたり、Bさん、Cさんのように家族と同居(同居に近い形)の場合はまだいい。家族とも同居しておらず、頼る人がだれもない独居の方はどうすればいいのだろう。そういう方のほうが多いのが現状だ。識字率の低さから見ても「在日」高齢者は福祉政策のスタートから取り残されているといえよう。

<社会的支援の低さ>

Bさん、Cさんとも頼るのは家族のみという感じを強く受けた。Aさんは身内の中にもいろいろ問題があること(長男の離婚など)、障害者の息子さんを抱えていることもあってRさんのように事情をよく知っている人に頼ることが多い。日本の高齢者も家族に頼る人が多いとはいえ、その率は年々さがってきており、「老後は子供の世話になりたくない。」という人が増えてきている。それに比べて「在日」一世は家族に頼らざるを得ないのが現状だ。

日本の高齢者はネットワークを広げようと思えば可能だが、「在日」高齢者は難しい。老人クラブにはいるにも「日本人の中に…」と気後れしたり、Bさんのように日本人のホームヘルパーを嫌う人もいる。近隣の人にしてもAさんのように仮設住宅では流動も激しく、今では周囲に住んでいる人はほとんどいない。Bさんは市営住宅に住んでおられるが、周辺にだれが住んでいるのか全く分からないという。Cさんにしても週一回、識字教室に通ってはいるが、それ以外は家の中で過ごすことが多い。「在日」高齢者は経済的に見ても自立が難しいことからやはり

「老後は家族に」の構図になってしまうのである。

<経済的基盤の弱さ>

「在日」高齢者の多くが無年金状態である。これは日本の公的年金制度のあり方と経過措置に問題があるためだ。（第三章で後述）そのため「在日」高齢者の生活費は家族に頼るか、生活保護か、わずかながらの自分の貯蓄に限られてしまう。「在日」高齢者の生活保護の受給率は日本の高齢者と比べて高い。

Aさんは「生活保護で福祉の世話になっている。」という思いが強いため、自分のお金でありながら毎月保護費はすべて使いきらず残すように生活を切りつめている。BさんやCさんは家族による援助があるのでAさんほどではないにしろ、やはり無年金ということもあって自立した生活は望めない。このように「在日」高齢者の人たちはぎりぎりの線で生活しているので不意の事態に対処できないのである。Aさんの息子さんの手術代の例をみてもそのことがよく分かる。

<不況に弱い仕事>

神戸市長田区に「在日」が多く住むようになったのは第一章でも述べたとおりゴム工業（のちケミカルシューズ産業に発展）によるところが大きい。Aさん、Cさんは地震前まではケミカルシューズ産業に従事していた。だが長田区の「在日」を支えつづけた職業であるケミカルシューズ業は概して不況のあおりをまともにうけやすかった。（第一章参照）

このことは阪神・淡路大震災による被害と工場の倒産数、生産高の減少をみても証明されよう。そのため民族差別のため不況に弱い職業にしか就けずケミカルシューズ業に傾倒していた「在日」の生活も安定性を欠いた。このことが老後の生活基盤の弱さにもつながった。

<権利としての福祉が確立されていない。>

Aさんは息子さんに関する福祉サービスについては積極的に利用しようとか知ろうとかいう姿勢が見られたが自分自身のこととなるとそんな余裕はないようにおもえた。BさんCさんに関しては福祉サービスに対する認知度・関心度は皆無に等しかった。実際、3人とも要介護状態ではないのでそれほど緊迫したものとしてとらえていないと思う。また3人に共通していえることは「もう年だから。」という諦めの心境があることだ。老後を有意義なものにするために福祉サービスを利用しようという考えはなく、あくまで福祉＝役所からの施しという感じが強いようだ。そのためAさんから「福祉の世話になってる(生活保護をもらっている)から、大きな事がいえない。」とかCさんから「役所の世話になりたくない。」という発言がでたのだろう。

一方、行政側からみた場合はどうだろうか。Aさんが障害者のお金を申請にいった時に生活保護のほうをすすめたことからわかるように明らかに権利として福祉を利用するという姿勢を踏みつけている。「在日」高齢者は役所をさまざまな制約を課してきたものとして捉えているし、歴史的にみても実際そのとおりだった。そのため日本の高齢者と比べても福祉サービスを利用しにくい、役所の窓口に行きにくいという状況が生じているといえる。

第三章 在日韓国・朝鮮人と社会保障

1. 在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度の問題点

第二章で神戸市長田区の高齢「在日」一世の方にお話を伺ってきわめて厳しい老後の実態が浮き彫りになった。なぜこれほどまでに生活が保障されていないのだろうか。それは日本の高齢者には確立されている社会保障制度が「在日」には閉ざされていたからだ。いってみれば高齢「在日」一世は納税の義務だけ課せられ、権利の保障はされないという矛盾した状態におかれているのである。高齢「在日」一世に対する社会保障制度の不備な点を以下に列挙したいと思う。

<1>地位が確立されていなかった。

1952年のサンフランシスコ講和条約で一方向的に日本国籍を取り上げられ外国人となった時から、「在日」にも在留資格がつきまとう形となった。そもそも「在日」の歴史的経緯からみて、日本国内居住が日本政府の許可によってみとめられるということ自体おかしな話である。外国人となった「在日」はいくつかの社会保障制度から国籍条項によって疎外されることになった。日本に生活の拠点を置く「在日」にとって在留権はあらゆる保障問題に影響を及ぼすものである。彼(女)らは日本人の植民地政策の犠牲にあってきたのだから、日本の居住に関しては日本国民と同様に無期限・無制限で絶対的に保障されなければならなかったのにそれさえも揺さぶられ続けた。

<2>年金が支給されない。

高齢「在日」一世の大半が無年金であることは再三述べてきた。老後の生活基盤を支えるうえで年金の占める率は大きい。社会保障制度を改善していくということは、前の法律で対象外となった人々を救うということだ。日本人ならその点も考慮されて改善されていったのに、「在日」に関してはなおざりにされてきた。そのため高齢「在日」一世は公的年金制度の改革から取り残されてしまったのである。

<3>準用扱いの生活保護

無年金の高齢「在日」一世が頼らざるを得ないのが生活保護である。しかしその適用は「準用」扱いとなり不服申し立てはできない。また金額的にも公的年金と比べると老後を支えるには充分とはいえない。しかしそれを訴える道は「準用」ということで閉ざされているのである。

<4>敷居の高い社会保障

すべての社会保障制度がはじめから国籍条項があったわけではない。中には当初から国籍条項はなく「在日」にも適用されるものもあった。しかしそれらは被用者年金、被用者保険のように「在日」にとっては高嶺の花のものばかりだった。というのも就職差別のため「在日」は零細企業に勤めるか焼き肉屋などをを営む自営業、パチンコ店のようなサービス業に従事するものがほとんどだったからだ。そのため国籍条項はなくても就学上適用されることのない社会保障

制度は「在日」にとって無意味なものだった。

第二節 在日韓国・朝鮮人の法的地位の推移

「法的地位とは、日本に滞在、定住、永住している在日外国人の法制度におけるさまざまな捉え方を総体として表現している語句である。」 注1：) 在日韓国・朝鮮人の法的地位は長い間、不安定なものだった。いいかえれば「在日」の人たちはその歴史的経緯にもかかわらず安心して日本に住むことさえもできなかったのである。ここでは1952年のサンフランシスコ平和条約制定に伴って「日本人」から「外国人」となった「在日」の法的地位の推移を表1を参考に説明していく。

注1：) 研究代表者 庄谷 怜子「大都市のエスニック・コミュニティにおける生活構造と福祉の課題」

(大阪府立大学社会福祉学部 平成7年6月) P2 L1

・ サンフランシスコ講和条約発効(1952年)―「法126」「法126の子」―

「在日」の人たちは日韓併合後、日本の植民地政策のもとで「大日本帝国臣民」すなわち日本人扱いとなっていたが、終戦後の1947年の勅令によって当分の間、外国人扱いとなった。「この勅令は翌日の憲法施行日の前日であったことから、憲法上その人権が保障される日本国民とそうでない者をわけようとする意図が明らかであった。」 注2：) 1952年、サンフランシスコ講和条約発効により「在日」の日本国籍離脱は明確なものとなった。このことは同時に一般外国人と同じく出入国管理令、外国人登録法の対象となることを意味していた。だが急に外国人になったからといってすべての「在日」を何らかの在留資格に振り分けることは不可能だった。そこで政府は同日付で日本国籍を離脱した者と1945年9月3日（日本の降伏文書調印の日）以降に生まれた子は「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き日本に在留できる」とした。この法律は「法126」と略され、その子供は「法126の子」とされた。「しかし一方では外国人登録法の強制退去は適用され、安定した在留状況とはとてもいえなかった。解放後、いったん朝鮮半島へ帰国したものの、生活の見通しがたたなかつたり、日本に残してきた家族・親族と再び一緒に暮らそうと舞い戻ってきた人にはこの法は適用されなかった。」 注3：)

注2：) 仲尾 宏「Q & A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識」（明石書店 1997年8月30日） P125 L10～11

注3：) 仲尾 宏「Q & A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識」（明石書店 1997年8月30日） P126 L5～8

- 日韓基本条約締結(1965年)―「協定永住」―

1965年、日韓基本条約が締結され、日本政府は韓国政府を朝鮮半島における唯一の合法政府と認めた。その法的地位協定に基づいて「協定永住」という新しい永住許可制度ができた。これは韓国籍を持った人にもみ25年間の在留を認めるとしたもので、韓国国民で1966年から5年間で申請した者とその子供に「協定永住」権が与えられた。しかし3世については、25年後の1991年までに再協議して決めるとした。(いわゆる91年問題)なお協定永住者には、入管令の「退去強制事由」などについて一定の優遇措置が与えられた。しかしこれらはすべて韓国国籍者に限定されたため、「在日」の間に分断が生じる結果となった。「多くの『在日』の人々は韓国籍を取得し、外国人登録証の国籍条項を『韓国』に変更した。『朝鮮』のままだとその在留資格は『法務大臣の特に認めたもの』という資格で、大臣の裁量によって強制送還がいつでもできる不安定なものだった。また外国へ出国することもできず、日本への再入国もままならないという状態におかれた。」注4：)

注4：) 仲尾 宏「Q & A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識」(明石書店 1997年8月30日) P123 L1~4

- 日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書き―「特別永住」―

1965年の日韓基本条約締結から25年がたち、再び「在日」の在留権の問題が浮上してきた。その解決策として「日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書き」(以下「入管特例法」と略す。)が発行され、「特別永住」という在留資格が登場した。これによってはじめて「在日」の在留権が一本化されたのである。この特別永住は在留期間、在留活動に制限がなく、退去強制事由も大幅に縮小されている。1952年のサンフランシスコ講和条約発効から実に40年近くもたってようやく「在日」の安定的地位に貢献した形となった。しかしまだいくつかの問題が残されている。一つは退去強制事由がまだ残っていること、もうひとつは再入国許可の年限がなお5年以内ということである。

第三節 在日韓国・朝鮮人と公的年金制度

豊かな老後を送る上で欠かせないものに公的年金制度がある。公的年金制度は大まかに分けて厚生年金・共済年金などの被用者年金とそれ以外の国民年金の2つがある。被用者年金には当初から国籍条項はなかったが、民族差別によって厚生年金の対象外となる零細企業にしか働けなかったり、国籍条項によって公務員になる事ができなかった「在日」の人たちにとってはあってないようなものであった。そのため彼(女)らの多くは国民年金の対象者となるはずなのにそれさえもしめ出される事になったのである。なぜこのような事が起こったのだろうか。それは年金制度が創設された時の国籍条項による排除とそれが改善された後、十分に経過措置がとられなかったことによる。

年金制度は収入が途絶える状況になった時に援助しようというもので大まかに分けて

1. 労働能力が衰退する老齢になった時の老齢基礎年金
2. 主要な働き手が死亡した時に残されたものに対する遺族基礎年金
3. 年金加入中に障害者になった時の障害基礎年金

の3つの状況が想定される。ここでは年金制度と在日韓国・朝鮮人の関係を歴史的に3つに分けて説明していきたい。

1 第1期(1959年11月1日～1981年12月31日)

1959年11月1日より国民年金法が制定され、1961年4月1日より拠出年金がスタートした。このとき国民年金に加入できるものは

<1>20才～60才までの者で25年以上保険料を納められる者

<2>日本国内に居住している者。日本人でも海外に住んでいる者は対象外。

<3>日本国民であること(在日アメリカ人だけ1953年に締結された日米友好通商条約第3条によって加入が認められた。)

の要件を満たしている者であった。そのため1952年のサンフランシスコ講和条約によって日本国籍を喪失され外国人となった在日韓国・朝鮮人は国籍条項によって年金受給者の対象外となった。しかし日本人でもすべての人がこの要件に当てはまらない。そこで政府は以下の4者に対しては経過措置を設けて年金制度から取り残されないようにした。

1. 1959年11月1日の時点で35才を超えている者。

60才までに25年間保険料を納めることができないので資格期間の短縮措置を行った。

2. 1961年4月1日の時点で50才を超えている者。

原則として国民年金に加入できないが保険料を納めていなくても70才から年金を受給できるようにした。

3. すでに母子家庭・準母子家庭の状態にある者。

国民年金に加入していた期間の事故でなくても母子福祉年金・準母子福祉年金を支給した。

4. 1959年11月1日の時点で20才をこえている障害者

国民年金に加入していた期間の障害でなくても障害福祉年金を支給した。1968年小笠原諸島が返還され、1972年には沖縄が日本に返還された。それまでこれらの地域に住んでいた日本人は同じ日本人でありながら日本の領土ではないということで国民年金の対象外となっていたが、領土返還に伴い日本政府は過去にさかのぼって年金を収めていない間も収めたことにして不平等がないようにした。だがこの視点でみると在日外国人の人は過去にさかのぼってもらうこともできずに相変わらず国民年金の対象外であった。(注：1994年には中国在留孤児に限って同じような措置がなされた。彼らは過去に保険を収めていなくても戦争犠牲者ということで国庫負担金の三分の一だけ支払ってもらえるようになった。また保険を追納すれば一般の加入者と同じように支払われることになった。『みなし免除制度』だがこのときも「在日」は対象外であった。)

2 第2期(1982年1月1日～1986年3月31日)

1981年に日本は難民条約を批准し、翌年1月1日から施行した。難民条約の内外人平等の原則にともない国籍条項が廃止された。しかし内容としてはかなりの問題点を残したままだった。

1. 1982年1月1日の時点で35才を超えている在日外国人

60才までに25年間、保険料を納めることができないので老齢年金は支給されない。

2. 1982年1月1日の時点で60才を超えている在日外国人

国民年金に加入することも老齢年金を支給することもできない。

3. 1982年1月1日の時点で母子家庭・準母子家庭の状態にある在日外国人

母子福祉年金、準母子福祉年金は支給されない。

4. 1982年1月1日の時点で20才を超えている在日外国人障害者

障害福祉年金は支給されない。

すなわち日本人に対しては無年金者にならないようにされた経過措置が在日外国人に対しては全く適用されなかったのである。

3 第3期(1986年4月1日～現在)

1986年国民年金法が改正され、国民年金を全国民の共通した年金(基礎年金)とし厚生年金や共済年金は原則としてそれに上乗せする二階建年金制度がスタートした。それに伴いこれまでは任意加入であった専業主婦・学生(1989年より)が国民年金に強制加入されるようになり、名称も

老齢年金→老齢基礎年金(老齢福祉年金はそのまま)

母子年金、準母子年金、母子福祉年金、準母子福祉年金→遺族基礎年金

障害年金、障害福祉年金→障害基礎年金 に変わった。

専業主婦を国民年金に強制加入することで一つの問題が起こった。それは1986年4月1日の時点で35才を超えている専業主婦は被保険者期間が25年を満たすことができないという問題である。そこで政府(=厚生省)は彼女らが無年金者とならないようにカラ期間制度を設けた。「カラ期間制度とは、専業主婦等の国民年金の未加入期間をとりあえずは加入していたことにし、その後実際に加入した期間を合わせて25年以上あれば老齢基礎年金を支給するというものである。ただし年金支給にあたっては、未加入の期間の分を差し引いて実際に加入した期間だけの年金を支給するという制度である。」注1：)

それに伴い在日外国人で国籍条項で加入できなかった1961年～1981年までをカラ期間として認められるようになった。けれども60歳以上の人はカラ期間を認められなかった。また国民年金に加入できたとしてもカラ期間が認められなかったため、支給される年金額はわずかな額とならざるを得なかった。つまり1926年4月1日以前に産まれた在日外国人は老齢基礎年金も老齢福祉年金も支給されないことになる。もとをただせばこのカラ期間制度が設けられたのも在日外国人たちを救済するためなのではなく日本人の専業主婦に対する救済対策だったのだ。そのため今、現在も多く多くの在日韓国・朝鮮人一世の人たちは無年金状態なのである。

注1：) 朴 鐘鳴「在日朝鮮人 歴史・現状・展望」(明石書店 1995年3月31日)P293 L12～15

公的年金制度受給権について生年月日に着目して「在日」を分類すると以下の4つのグループに分けることができる。

	生年月日	公的年金の受給内容
I	1926年4月1日以前	1986年4月1日の時点で60才を超えていたので

		被用者年金の受給権がある人以外は公的年金はもらえない。
II	1926年4月2日～ 1947年4月1日	1982年の時点ですでに35才を超えていた者。 1986年よりカラ期間が認められ、公的年金の受給資格を得ることができた。
III	1947年4月2日～ 1962年4月1日	1982年の時点で35才に達していない者。 25年の受給期間を満たすことができ公的年金が受給できる。
IV	1962年4月2日以 降	受給期間・受給金額は全く日本人と同じ。

上の表からもわかるように在日の期間が長く、税金も最も長く納めてきたIグループ(一世の人たちの多くはここに所属)には何の救済もされていない。高齢「在日」一世の老後の生活基盤は日本人高齢者と比較すると弱いことがよくわかる。

第四節 在日韓国・朝鮮人とその他の社会保障

大部分の社会保障制度が「在日」をふくめた外国人に適用されるようになったのは1979年の「国際人権規約批准」、1981年の「難民条約批准」以降のことだ。難民条約は1951年に国連で採択されたもので公的扶助、社会保障を網羅的に捉え、内外人平等をうちだしている。国政人権規約は1966年に国連で採択され、すべての人に国民的または社会的出身による差別なしに社会保険その他の社会保障について権利を認めるという均等待遇の原則がうたわれている。これら2つの条約批准は「在日」の生活向上を目指して批准されたものではなく、国際世論に動かされてのものだったが、国籍条項撤廃という大きな成果をあげた。(図6-1-1、[表6-1-1](#)参照)

社会保障は大きくわけて①社会保険②公的扶助(生活保護)③公衆衛生および医療④社会福祉 の4つにわかれる。①の社会保険はさらに <1>年金保険<2>健康保険<3>雇用保険<4>労働災害保険 の4つにわかれる。「在日」一世がもっとも必要とする公的年金制度については前節で述べた。それではその他の社会保障制度は「在日」の生活を保障するものとなりえているのだろうか。

1. 社会保険

健康保険、雇用保険、労災保険の被用者保険については制定当初から国籍条項はなかった。ところが「在日韓国・朝鮮人は不合理な雇用差別のため、国籍条項のなかった被用者保険の適用を受けない自営業またはサービス業などの事務所か従業員が常時5人以下の零細企業に勤める人がほとんどである。そして国民健康保険には1986年まで国籍条項があったため、「在日」は長い間どちらの保険にも加入できなかった。」注1：)

被用者およびその家族以外を対象とする国民健康保険については「86年4月の国民健康保険法施行規則の改正により、従来各市町村ごとで条例によって定められていた外国人に対する国民健康保険の適用について、国籍条件を廃止し、国内に住所を有する外国人にも原則として適用されるようになった。在日韓国・朝鮮人への適用については、67年の『韓国籍』の者だけが加入できる『協定国保』により、そして70年代に入ってから市町村の条例により国保への加入が進んだ。ただ、それまでは自費治療を強いられていたのである。」注2：)

注1：) 姜 在彦 / 金 東勲「在日韓国・朝鮮人 歴史と展望」(労働経済社 1989年9月5日)P193 L13～P194 L2

注2：) 庄谷 怜子 中山 徹「高齢在日韓国・朝鮮人」(御茶の水書房 1997年) P269 L17～23

2. 生活保護法

前節でも述べたとおり、「在日」一世の多くは無年金者であるため生活保護に頼る割合が非常にたかい。1946年の(旧)生活保護法には国籍条項はなかったが、1950年の(新)生活保護法になると外国人の適用を「準用」とし、現在に至っている。そのため生活保護は「在日」にも適用されているが、権利としてではなく恩恵的なものとされ不服申し立てをすることができないとされている。公的扶助の大まかな流れと「在日」の関係を見ていくと以下のようになる。注3：)

1. 併合下（じゅっきゅう規則・救護法）

併合下においては在日朝鮮人は日本国民とされたので、法の適用を受けることは出来たが、その実体は根強い差別のため徹底したものではなかった。またそれ以外の国籍の外国人に関しては皆無であった。

2. 旧生活保護法

旧生活保護法はGHQの覚書きをふまえてつくられたので欧米人優先の措置が強かった。従来通り在日朝鮮人は日本国民として扱われた。具体的な内容としては「(ア)被保護外国人のうち欧米人種およびこれと同様な生理的条件を有する外国人に対する生活扶助費は1人月額6100円を加算すること。(イ)中華民国・タイ国・フィリピン人など日本人と同様あるいは類似の生理的条件を有する人種についてはこの加算は認められない。」(p278)

3. (現) 生活保護法

1951年の平和条約によって在日朝鮮人は日本国籍を失い外国人扱いとなった。外国人についての生活保護の原則は以下の通りである。

(ア)外国人は原則としてその適用を認められない。

(イ)「当分の間」これを認めるが、権利として認められないから保護が廃止されたり、保護金額が減らされても不服申し立てをすることが出来ない。

(ウ)学校教育法第1条に規定する小学校・中学校以外の各種学校には教育扶助を適用しない。

このようにみても「在日」は一貫して公的扶助から排除しようという日本政府の態度が読み取れる。

注3：) 以下の引用の大部分は 吉岡 増雄「在日外国人と社会保障」(社会評論社 1995年)からによる。

3. 公衆衛生および医療

表6-1-1をみても特に「在日」には適用されないということもない。ただ一部の法には超過滞在者は適用されないところがある。最近話題になっている超過滞在者の医療費未支払い問題など解決しなければならない事も多いが、ここでは紙上の関係上、省略する。

4. 社会福祉サービス

生活保護法をのぞく社会福祉5法(児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法)においては制定当時から国籍条項はないとされていた。しかし児童手当や母子家庭への貸し付けは外国人には排除されていた。

児童手当は1971(昭和46)年に公布されたが世界的にみてもむしろ遅いぐらいだった。手当での受給資格者は児童(18歳未満)を養育する者で

- (ア) 日本国民であること
- (イ) 日本国内に住所を有すること
- (ウ) 所定の児童を養育していること

この3要件を満たしていないと手当ではもらえないとされた。しかしこのような手当では養育者が日本人で養育される児童が外国人の場合は手当が支給され、養育者が外国人で養育される児童は日本人の場合は手当が支給されないという矛盾が生み出されるようになった。この矛盾に対して在日朝鮮人の民族団体が国民年金・児童手当を含む「児童諸手当」を適用するように厚生省に申し入れた。政府は1979(昭和54)年、インドシナ難民の受け入れとともに厚生省は在日外国人に国民年金・児童手当などを適用するよう法律を改正することで合意し、1982(昭和57)年の難民条約締結に伴い国籍条項は撤廃された。注4：)

同じく社会福祉を内容とする公営住宅の入居についても1979年の国際人権規約の批准まで日本国籍を有しない者は入居することができなかった。公営住宅法、住宅都市整備公団法、地方住宅供給公社法に国籍条項があったためだ。また住宅金融公庫の融資も外国人には資格がなかった。「長い間、多くの『在日』はバラック小屋などを自前で建てて住むか、親戚に家持ちがあれば間借りするなどの劣悪な住居条件にあった。大阪・京都・神戸・川崎・横浜などの『在日』の集住地区はこうして形成されてきた。なかには京都の東九条のように違法とわかっているにもかかわらず洪水・溢水の危険に常にさらされている堤防上の河川敷に小屋を建てて住まざるをえなかったという例もある。」注5：)

今日の社会福祉サービスに関しては老人保健法だけが「国民の老後」というふうに国民というかたちで国籍主義を明確にしているほかは、一般的には国籍条項はなく極めて緩やかである。だが実態を見ると「在日」一世の多くは社会福祉サービスを利用しにくい状況だ。この事は第二章のヒアリング調査からでも明らかだろう。

注4：) 扶養手当についての説明の大部分は 吉岡 増雄 「在日外国人と社会保障」(社会評論社 1995年)からによる。

注5：) 仲尾 宏「Q & A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識」(明石書店 1997年8月30日) P75
L2～6

表6-1-1 外国人に対する社会保障法等各法の適用状況

分野	関係法令	就労資格のある外国人	就労資格のない外国人	定住者 永住者	超過 滞在者
健康保険	健康保険法	○	△	○	×
	国民健康保険法	○	○	○	×
年金保険	厚生年金保険法	○	△	○	×
	国民年金法	○	○	○	×
福祉関係	生活保護法	×	×	○	×
	児童扶養手当法	△	△	○	△
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	△	△	○	△
	児童手当法	△	△	○	△
	児童福祉法	○	○	○	○
	身体障害者福祉法	○	○	○	○
	精神薄弱者福祉法	○	○	○	○
	老人福祉法	○	○	○	○
	老人保健法	○	○	○	○
	援護関係諸法	—	—	×	—
衛生関係	母子保健法	○	○	○	△

	伝染病予防法	○	○	○	○
	性病予防法	○	○	○	△
	結核予防法	○	○	○	○
	予防接種法	○	○	○	○
	精神衛生法	○	○	○	○
	麻薬及び向精神薬取締法	○	○	○	○
労働関係	労働基準法	○	○	○	○
	労働災害補償保険法	○	○	○	○
	最低賃金法	○	○	○	○
	賃金の支払いに関する法律	○	○	○	○
	労働安全衛生法	○	○	○	○
	雇用保険法	○	×	○	×
	労働組合法	○	△	○	△
その他	売春防止法	○	○	○	○
	所得税法	○	○	○	○
	地方税法	○	○	○	○

● 法の適用あり

× 法の適用なし

- 状況により適用の場合があるものあるいは適用の可否が不確実のもの

(かながわ国際政策推進懇談会 「外国籍県民と共に生きる地域社会をめざして」 より)

出所) 神奈川県福祉部福祉政策課 「外国人の生活支援マニュアル」 1994、306項より引用

第五節 神戸市が行っている無年金在日外国人に対する救済措置制度

神戸市に「在日」が多いこと、高齢「在日」一世のほとんどが無年金状態であることはこれまで述べてきた。国の政策では不十分な分、神戸市は彼(女)らに対して独自の救済措置を実施している。対象者は必ずしも在日韓国・朝鮮人に限定しているわけではない。しかし神戸市において外国人登録者の6割以上を韓国・朝鮮人が占めること、彼(女)らのほとんどが特別永住権を持っていることなどからほぼ在日外国人＝在日韓国・朝鮮人とみて問題ないだろう。

• 神戸市在日外国人等福祉給付金制度

この制度は1998年1月から始まった制度である。支給対象者は

1. 神戸市に在住する大正15(1926)年4月1日以前に生まれた外国人で、昭和57(1982)年

1月1日以前から引き続き日本国内で外国人登録をしている方

2. 神戸市に在住する大正15(1926)年4月1日以前に生まれた外国人で、昭和57(1982)年

1月1日以前に日本国内で外国人登録をしており、昭和36(1961)年4月1日以後に日本国籍を取得した方

3. 神戸市に在住する大正15(1926)年4月1日以前に生まれた方で、長期間海外に住んで

おり昭和36(1961)年4月1日以後に日本に帰国した方で、年金受給期間を制度上満たすことができない方となっており、(3)以外の対象者の条件を見てもほとんどの在日韓国・朝鮮人一世の人たちに当てはまることわかる。ただしこの制度は

1. 生活保護を受給している。

2. 公的年金を受給している。

3. 神戸市重度障害者特別給付金を受給している。

4. 本人・配偶者または扶養義務者が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する取得を有する。

という条件があると受給できなくなる。支給は月額1万円で年に四回(4月、7月、10月、1月に3ヶ月分支給)の銀行口座振り込みとなっている。

• 無年金障害者に対する救済措置制度

この制度は1994年4月から始められた制度である。支給対象者は身体障害者手帳1,2級、または療育手帳Aの所持者で以下の理由で無年金になった人である。

(1)1986年4月1日以前に海外滞在中に初診日があり、その傷病により障害者となった場合

(2)旧厚生年金法の6ヶ月条項等により年金加入後一定期間を越えないうちに障害者となった場合。

(3)年金を受給していたが障害の程度が軽減したために受給権を失権しその後に再び障害の状態が重くなった場合。

(4)1982年1月1日の時点で20才を超えていた在日外国人障害者の場合。

このうち特に(4)の理由で無年金になった場合に焦点を当ててみると、対象者の手帳と基準日との関係については基準日において上記手帳(身体障害者手帳1,2級、療育手帳A)を所持する者、または基準日前に初診日があり同日以後に上記手帳を所持する者となっている。また外国人登録をした年月日と受給との関係については基準日において日本国内に登録している者であれば、いつ神戸市に登録しても適用されるとなっている。この制度も神戸市在日外国人等福祉給付金制度と同様に公的年金受給者、生活保護受給者、一定以上の所得がある者は支給対象から除外される。始まった当初は月額3万6千円が支給されていたが、1998年4月から月額4万6千円が支給されるようになった。

これらの措置制度ができたのは、年金を求める当事者運動と民団(在日本大韓民国民団)や総聯(在日本朝鮮人総聯合会)による働きかけが大きかったからだろう。「運動は二つの柱から成っている。一つは、国民年金制度の抜本的改善を求める働き掛けを厚生省に対して行うことであり、他の一つは、そのことが実現するまでの間、暫定的措置として、自治体独自の救済制度を設けさせるための働きかけを地元自治体に対して行うことである。(略)自治体に独自に救済制度を設けさせるにはそれだけの理論構築が必要である。なぜなら、国民年金は国の制度であり、その不備のために無年金となった者を自治体が救済する義務はないとされるからである。」注1：)といわれているようにその苦労は並みならぬものだったと思う。

だがこの救済措置制度も十分なものとはいえない。まず支給金額が低いことがあげられる。神戸市在日外国人等福祉給付金にいたっては月額たった1万円である。これで老齢年金の代わりというほうが無理な話である。年金を全期間納めた人で月額6万6千円ほどをもらっている(1998年)ことを考えれば、年金に加入したくてもできなかった「在日」に対する救済措置にしてはあまりにも乏しい。また無年金障害者に対しても支給額があがったとはいえ、一般の障害基礎年金額と比較するとその半分ぐらいである。次に開始日があまりにも遅すぎる。神戸市在日外国人等福祉給付金が支給され出したのは今年(1998年)の1月からだし、無年金障害者に対する給付金にしても1991年からだ。いいかえれば90年代になるまで神戸市は「在日」に対して何の救済措置もしていなかったことになる。全国でも「在日」の占める割合が多いこの街がこのようにとでよいのだろうか。

注1：) 空野 佳弘/高 賛侑「在日朝鮮人の生活と人権」(明石書店 1995年8月31日) P79 L11~18

第四章 高齢在日韓国・朝鮮人に対する高齢化福祉の展望

これまで述べてきたように高齢「在日」一世の多くは識字率が低く、日本の高齢者と比べて福祉サービスにアクセスしにくい。そのため彼(女)らに対して日本の高齢者と平等にサービスや情報を提供するだけでは何の意味もない。これからの社会福祉は一元的サービス供給から多元的サービス供給へと変わらなければならない。「すべての人に平等に」ではなく、「個々のニーズにあわせていかに柔軟に」が問われているのだ。そのため高齢「在日」一世に対して今後、福祉政策をどうすすめていけばよいか私なりに考察してみた。

<1>行政に専用の窓口を

行政の縦割り業務は今に指摘されたことではない。そのため高齢化福祉政策の一環として横の流れを重視し、各地に「在宅介護支援センター」が設けられつつある。神戸市も高齢福祉課に「あんしんすこやか窓口」をもうけ、窓口業務を一本化しようという動きがある。もちろん高齢「在日」一世やその家族もこれらを利用することは可能だ。だが「在日」にはそれだけでは補えない部分もある。例えば無年金者に対する福祉給付金制度や無年金障害者に対する給付金制度などである。これらは国民年金課に行くべきなのかまたは厚生課に行くべきなのか、あんしんすこやか窓口に行けばよいのか、障害福祉課に行けばよいのか「在日」にはわかりにくいシステムだ。実は私自身、この給付金制度の情報を得るためにこれらの窓口を転々とさせられた経緯がある。そこで痛感したのは「在日」に対する専用窓口が必要だということである。高齢「在日」一世の人たちもその家族も役所のサービスについてわからないことがあればこの窓口へ行けばいいという存在が必要である。そのためにも韓国・朝鮮語を話せるスタッフを常時置き、個々の相談にどう対処していけばよいのか助言できるようにする。

<2>出張サービス

高齢「在日」一世が役所のサービス情報を得ることがほとんど不可能であるならば反対に役所から出向けばよいのである。週に1回でも曜日を決めて公民館に役所の人が出向き「在日」高齢者にサービスの説明をしたり、相談にのったりする。はじめは参加する「在日」高齢者も少ないかもしれないが、継続していくと口コミで広がっていくと思う。わかりにくい制度を説明したり、新しい情報を紹介したりすることで「在日」高齢者もサービスを利用しやすくなるのではないかと。また「在日」の声も役所に届きやすくなると思う。

<3>無年金高齢「在日」一世に対する年金制度の充実

第三章の第五節で述べたように神戸市が行っている給付金制度はまだまだ十分なものとはいえない。そのため高齢「在日」一世の生活は日本の高齢者と比べると不安定である。このままだと介護保険が導入されれば「在日」高齢者の財政的負担はますます大きくなり生活が圧迫されることは目に見えている。神戸市に居住している「在日」の数から考えても、給付金制度をさらに充実させるべきである。

これまでは主に行政的な面から高齢「在日」一世の福祉政策について考察してきた。それでは民間側からは今後どのように「在日」高齢者をサポートしていけばよいのだろうか。JR鷹取駅から徒歩3分ぐらいのところに「鷹取教会」というカトリック系の教会がある。震災以後、神戸の復興のために教会内にはさまざまな団体が設立され今でも活動を続けている。その中の一つに「神戸定住外国人支援センター（KFC）」がある。私はそこにボランティアに行きながら現時点でこの問題に取り組んでいる他のいくつかの団体に参加してきた。（「付」参照）それらをとおして神戸市長田区の民間活動がこれからどういう方向性に向かうべきか述べてい。

民間活動は行政ではない。だから行政と一体化してしまっては意味がない。行政にはできないところ、目の届かないところに視点をすえて行政の不備なところを訴えていくべきだ。しかしこのことは一貫して行政と対立することを意味していない。時には行政と協力していくことも必要である。神戸ではまず「在日」の実態調査から始めなければならない。大阪では不備な点も多いが、行政と調査チームが協力して実態の把握がなされている。神戸では震災によって生活状況が大きく変わった「在日」高齢者が多いにもかかわらず、現状把握すらなされていない。個別に対応していく緊急性も必要だが全体を把握することも大切だ。

次に民族性のあるサービスを提供することだ。行政に比べて民間の方が実施しやすい。また高齢「在日」一世たちも利用しやすいと思う。今、「多民族共生」という言葉が流行っているが、それは若い世代だけであって高齢になれば同胞たちと故郷の生活習慣で過ごしたいという思いが強い。得に高齢「在日」一世の渡日の過程から見ても望郷の思いはひとしおだろう。そこで在宅サービス、施設サービスも含めて韓国・朝鮮の民族性のあるサービス供給が急務である。また「在日」高齢者に限らず「在日」二世、三世にもいえることだが、心の悩みを打ち明けるホットラインも必要だと思う。特に頼る人がいない「在日」高齢者には心の声を聞いてくれる存在が必要だ。また「在日」高齢者を抱える家族の悩みを訴えることができる場が必要だと思う。KFCにもそういったホットラインはあるのだがベトナム人からの相談が多く、「在日」はあまり利用していない。役所には行きにくい高齢「在日」一世にとって一番近くの窓口とするためにもこれらは充実させていかなければならない。

最後に継続的な取り組みと密接な相互連絡の推進である。長田区の高齢「在日」一世のなかで仮設住宅から市営住宅に移った人は多い。仮設住宅にいた時は目が届きやすかったが、市営住宅に移ったとたん、定期的な見回りも少なくなり実態は把握されにくくなってしまふ。そのため孤独を感じる高齢「在日」一世は多い。同区内であれば市営住宅へ移られた後も継続的な対応・ケアが必要だ。また違う区の市営住宅へ移られたとしても、引継ぎはしっかりなされるべきである。そのため普段から役所と民間どおし、異区間どおしの連絡を密接にしておかなければならない。

終わりに

私が在日韓国・朝鮮人一世の高齢化に焦点を当てて論文を書こうと思ったのはごく単純な動機からだった。ある福祉の専門書で「これから国際化していく中で外国人に対する福祉政策も重要な課題である。」という文を読んだからだ。当初私の中では恥ずかしながら、外国人＝金髪＝青い目という固定観念が強かった。幸運なことに私の大学には欧米からの留学生も多い。よしこのテーマで論文を書こうと単純に決めてしまったのである。このことをゼミの先生に相談すると神戸市長田区の鷹取教会内にある「神戸定住外国人支援センター(KFC)」を紹介して下さった。そこでボランティアとして行っているうちに私には新しい発見がたくさんあった。まず日本に在留する外国人のうち8割は在日韓国・朝鮮人であることである。その時点で私の外国人に対するイメージはくつがえされた。そして歴史的経緯から彼らも高齢化していること、しかし彼らの老後は悲惨なものであることなどである。私には知らなかったことばかりで論文を書くにもゼロからの出発であった。

神戸市長田区にも「在日」は多いのだが、データがあまりにも少なすぎて苦労した。大阪の「在日」に関する専門書はたくさんあるのだが、神戸に関しては皆無に等しい。しかし私はデータが少ないからこそ神戸市長田区に絞って論文を書きたかった。私一個人の力は限られているが、私が書くことで長田区に住んでいる「在日」のことをアピールしたかったのだ。震災以降にやっと目をむけられ始めたが、でもそれ以前からしっかりとこの地で生きてきたのだということ、だからこそ老後は豊かに迎えて欲しいということを多くの人に知って欲しいという思いからこの論文を書いた。

この論文を書くにあたって多くの人とのすばらしい出会いがあった。まず鷹取教会の人たち。震災復興に今でも尽力を尽くされており、あの時の体験を風化させないよう日々努力されている。中でも論文を書くにあたってKFC副代表のKさんには本当にお世話になった。そしてヒアリング調査でお世話になったRさん。Kさんの紹介で見学に行かせていただいた大阪の「在日」高齢者のための民間デイサービス「サンポラム」の人たち。大阪で同じテーマを研究している大学生達、Rさんの紹介で手伝いにいった識字教室「ひまわりの会」の人たち。そして何よりもこの論文を書いたことで長田区の「在日」一世たちと大阪の「在日」一世たちと触れ合えたことが私には大きな収穫だった。すべての人たちに本当に感謝したい。

そして最後にKFCを紹介して下さり、ヒアリング調査をするうえで相談にのって下さった担当教授の立木 茂雄教授、老人福祉について助言をくださった浅野 仁教授に深く感謝してこの論文の締めくくりとしたい。

大阪府八尾市にある民間デイサービスサンポラムの取り組み

～1997年9月6日 NHK特集「ともに生きる」より～

サンポラムは月～金の週五日、十時から十五時までの間、在日韓国・朝鮮人一世の人たちを対象にしたデイサービスである。「在日」二世の主婦のボランティア4名によって1997、8、5より始められた。ボランティアの一人Sさんは、「一番苦勞してきた一世の人たちにすこしでもいい暮らし・楽な暮らしをさせてあげたいという思いから始めました。」と語る。

在日一世の人たちは貧富の差は大きいが大半は経済的に苦しい。その大きな理由のひとつとして無年金者が多いことがあげられる。1982年の難民条約締結に伴い国民年金の外国人項目は撤去されたが、その後の経過措置が不十分なため1986年に年金法が改正されても60歳以上の人は無年金者となってしまった。そのため1998年の現在72歳以上の人の大半は無年金者だ。また行政からのサービスの情報も字が読めない人が多い「在日」一世の人にとっては新聞などの活字から得るのは不可能だ。子供と住んでいた頃は子供に読んでもらっていたが核家族化が進んでそういうわけにもいなくなった。また行政の方も在日の実態を把握するのは難しい状況になっている。日本人なら住民登録をしているが、在日の人は外国人登録となっており、世帯台帳になっておらずニーズの把握が難しいからだ。

そういう中で情報のパイプ役として注目されているサンポラムだが財政的にかなり苦しい。借りている部屋の家賃が月5万円、食器・テーブル・冷蔵庫などはリサイクルの商品だが、テレビ・クーラー・最初に払う部屋のお金などで9万円がとんだ。食費は一食300

円だがそれも赤字になりつつある。また「在日」の人たちを助ける会から100万円を借りている。今、Sさんたちが注目している制度が大阪府が8月からはじめて市町村に呼びかけている「街角デイハウス支援事業」だ。これは虚弱・軽い介護を必要とするお年寄りと日帰りで介護を支えている住民参加型の団体を支援するというもので年間600万円を大阪府が4分の3、市町村が4分の1負担しようというものだ。しかしこれをするためには八尾市がサンポラムにデイサービスを委託するという形を取らないといけない。八尾市は今、現在行っているデイサービスとの位置づけの問題・2年後の公的介護保険導入を見据えて今のところ慎重な態度をとっている。

サンポラムの活動は口コミで広がり、開始から一ヶ月の間に30人以上が来た。また日本人のボランティアも増え、毎週水曜日七時から識字教室を開いている。中には生まれて初めて鉛筆を持って字を書いたという人もいた。このような「在日」一世の人たちを支えていこうとするサンポラムに今後ますます活躍が期待される。

在日韓国・朝鮮人一世のためのデイサービス「サンポラム」をたずねて(1998,10,16)

はじめてサンポラムへ見学に行ったら私は一種のカルチャーショック的なものを受けた。自分の

想像していなかった事実が次々と明らかになってきたからだ。サンポラムのことを新聞の記事で見たとき、私は「在日」一世の人たちが直面する高齢化の問題の深刻さに驚いた。そして一世の人たちを対象にしたデイサービスがあると知ってすごく興味を持った。でも私の中では「一世の人たちが日本の高齢化サービスを受けられないのは食生活などの習慣の違いや民族問題に対する精神的なものだろう。だから食生活の問題が改善されれば大丈夫だろう。」と安易に受け止めていたところがあった。ところがSさんに車で迎えにきてもらい、一番初めに言われたことは「お年寄りをあそばせるのは難しい。」ということだった。わたしはなんのことかわからず「えっ？」と聞き返すと「たとえば日本の高齢者の人たちならレクリエーションに折り紙をしたり、カラオケをしたりできるでしょ。でも「在日」の人たちは折り紙なんて見たこともないし、したこともないからやりたくないって言うし、日本の歌なんてわからないから歌いたくないって言うの。何より学校に行ったことのない人がほとんどだから日本語どころか自分の母国語でさえ読み書きできない人がほとんどなの。だからカラオケの字幕なんて読めないの。幼いころからずっと働いてきたから遊び方も知らないしね。」といわれて私は最初からすごいショックを受けて言葉が出なかった。根本から揺さぶられて崩されたような感じだった。

そして部屋に入ってつくづく感じたことは「彼(女)らにとって日本語は母国語ではなく外国語だ。」ということだった。そんな当たり前のことが今さながら痛感させられた。私は「在日」の人たちは日本にいる期間も長かったから、もう日本語で話すほうが慣れているだろうと思っていた。新聞で「在日一世の人たちが日本のサービスを受けたがらないのは日本語でコミュニケーションがとりにくいからだ。」ということも書いてあったが私はそんなに重要なことだと思っていなかった。だが今日、彼(女)らが韓国語・朝鮮語で会話をしているのを聞いて私は彼らのことばが理解できずコミュニケーションがなかなか取れなかった。日本のデイサービスには何回か行ったことがあるが、お年寄りとのコミュニケーションが取れないということは考えられないことだった。彼らの中では私は完全に外国人だった。

だから彼(女)らはデイサービスで何をするかというと食事とひたすらおしゃべりだ。それが家に閉じこもりがちで「在日」一世の人たちにはいい気分転換になっているといえばそれまでだが、Sさんはもっと何か遊び、レクリエーションをとらなければと思っているそうだ。だが運営はすべてボランティアでしているのでなかなかそこまで手が回らないという。Sさんは「在日一世の人たちは日本のデイサービスを利用してレクリエーションの仕方も知らないし、言葉も理解しにくい。食生活も違うということで疎外感を感じて段々行かなくなってしまう。字も読めない人も多いから行政の広報もわからないしニュースもわからない人も多い。だからどんどん取り残されていってしまうの。行政はちゃんとそういうところを見て欲しい。ただサービスを用意してあるのだから利用しなさいというだけでは話にならない。ここに入る人たちは同胞ということもあってすごく生き生きしているし、楽しそうにしている。今は元気だから自分で来れるけど、介護が必要になったときどうすればいいかみんな悩んでる。ホームヘルパーさんにしても日本人だといろんな面でどうしても気兼ねしてしまうの。だから自分達のことをちゃんと理解してくれる人に世話をしたいと思ってる。私はもっと多くの人にこの問題を知って欲しいと思う。」とおっしゃっていた。

今日は一度にいろんな事がどっと押し寄せてきて自分自身、かなりいろいろ考えられた。でも本当にいい勉強になった。今日はSさんが何とか説得してみんなに広島原爆ドームに贈る

千羽づるを折ろうということで何人かと30羽ほど折った。中にはやりたくないといって怒って帰る人もあったが、初めてにしてはまずまずの滑り出しだったと思う。帰り際に一人のおばあさんから「またおいで。」といわれてすごくうれしかった。

「在日」外国人一世のためのデイサービス「サンポラム」を訪ねて(1998,10,20)

今日はサンポラムに「街角デイサービス支援事業」を適用してくれるよう、Sさんらとともに八尾市に申請にいった。Sさんの話によると大阪府はO.K.をだしているが八尾市が承諾しないそうだ。これから週に一度は八尾市にたのみに行くという。私の第一印象として役所の人是在日韓国・朝鮮人たちの現状をちっとも把握していないという思いをうけた。私たち(Sさんらスタッフ3名、「在日」一世ら4名)が通されたのは会議室のようなちゃんとした部屋ではなく、待合室の広い場所だった。読み書きができなくて行政サービスの情報から取り残されている人たちなのに三ヶ月に一回しか生活保護のケースワーカーは見回りにこない。くるといっても近所に回るついでがある時ぐら이다。Sさんは一度サンポラムをみて現状を知ってほしいと訴えていた。車椅子の人を2人預かっているが戸口が狭いため車椅子からおろして抱えていかなければならない。またトイレもせまい。部屋もせまい。しかしお金がないから設備面ではこれ以上どうしようもないのだ。

私は今日初めて民間の非営利団体が役所に訴える現場を経験した。福祉というのは本当に困っている人たちに救いの手をさしのべ自立を促すことだと思う。そういう意味で役所の人たちの頼りなさ・対応のふがいなさにショックをうけた。あまりにも見放されてしまった「在日」一世の人たちの現状を役所は少しでもわかろうとする努力をしてほしいと思う。

識字教室「ひまわりの会」に参加して

私が「ひまわりの会」について知ったのは、ヒアリング調査でお世話になったRさんから「Cさんがそこで字を習っておられるからそこでおちあってお話を聞きましょう。」といわれたからだ。卒論を進めていくうちに高齢「在日」一世の多くが字を読み書きできないことは知っていた。大阪の民間デイサービス「サンポラム」では、独自に毎週水曜日に識字教室を開いていたが、神戸にもあると知ってうれしかった。と同時に今まで知らなかった自分が恥ずかしく思えた。

ひまわりの会は神戸市長田区の長田文化会館で毎週土曜日に10時～12時に行われている識字教室である。参加者のほとんどは在日韓国・朝鮮人の一世で平均年齢70歳以上の方だ。最初は10人だった参加者が今では50人に増えた。この間、公募は全くせずすべて口コミだ。識字の程度の違いによって7つのテーブルにわかれ、それぞれボランティアがついて字を教えている。

ひまわりの会が結成されたのは1人の僧侶(Dさん)と1人の教師(Eさん)と1人の「在日」一世(Gさん)との出会いからだった。震災で被災していたGさん宅に食料を届けるボランティアをしていたDさんが「長田のハルモニ(朝鮮語でおばあさんのこと)に今必要なのは字を勉強する場だ。」という思いを強くしたのと、Gさんが震災前に通っていた夜間中学の教師であったEさんの思

いが一致したからだった。

私はまだ初歩段階であるテーブルについて参加者達に字を教えた。時期的に年末だったので年賀状を書こうということでみんな必死で書いていた。漢字は到底無理だったのでひらがなだけを使った文を私がお手本で書き、それをみながらハルモニたちは懸命に筆を走らせていた。私にとって字を書くということは意識せずにできることだが彼女たちにとってはすごく集中力があるものなのだ。はじめは「在日」一世の方からいろいろお話を聞きたいと思っていたがそれどころではなかった。とにかく必死なのだ。その分、ひとつの字が書けるとすごく嬉しそうな顔をする。書けるたびに「書けた。書けた。これでええねんね。」と報告してくる。その笑顔を見ると私までうれしくなった。字を書けたり読めたりできるということはすばらしいことなんだということを改めて認識した。

ひまわりの会が果たしている役割は字を教えることだけではない。震災でバラバラになった「在日」一世たちが週に1回でもみんなが集まる場を提供していることだ。日本の高齢者と比べて「在日」一世たちのそのような場は極端に少ない。「在日」が多い大阪でさえ、民間デイサービスが1ヶ所と特別養護老人ホームが1ヶ所だけである。神戸に関しては全く存在しない。「在日」にとって同胞は心強い存在だ。勉強の合間のほっとした瞬間に彼(女)らが朝鮮語で会話をしているのを聞くとそう思う。だからこそ「ひまわりの会」のような場が神戸にはもっと必要なのではないだろうか。

在日韓国・朝鮮人の特別養護老人ホーム「故郷の家」

これまではどちらかというと在宅サービスを中心に「在日」との関連を見てきた。では「在日」をとりまく施設サービスの現状はどうなっているのだろうか。「故郷の家」には実際に行ったわけではないが、「在日」のための初の特別養護老人ホームとして少し触れておきたい。注1：)

「在日」も制度上は日本人と同様に特別養護老人ホームに入居することは可能だ。だが入居しても疎外感を感じることが多い。気楽に朝鮮語も話せない、朝鮮メニューの食事が無い、日本人の娯楽についていけない、日本人にお世話してもらっても気を使うなどの理由からだ。「在日」に限らず年をとれば自分の故国は懐かしい。やはり生まれた国の文化に触れて生活したいと思うのは当然のことであろう。福祉ニーズが多様化する中で施設も利用者が選択する時代になりつつある。ならば「在日」一世にもそういう権利があって当然ではないだろうか。そのような思いから特別養護老人ホーム「故郷の家」は1989(平成元)年に設立された。設立者のU氏は設立の主旨を次のようにかたっている。

「私が考えている老人ホームとは、日本の老人福祉法に則り、日本の老人ホームがもつ諸要件はすべて満たし、なおかつその上に、食卓にキムチがあり、ハンゲルが話せ、オンドルパンがある。韓国の文化を柱に施設運営を行い、それをよしとされる利用者が選択して入所される施設である。」

故郷の家のサービス内容

1. 韓国・朝鮮式の建物の作りや内装

2. 伝統的な食文化

毎日の献立にはキムチ、タクワン、梅干し

3. ハングルと日本語が両方使えるようにする。

韓国人スタッフの配置

4. 朝鮮・韓国式の年間行事

旧暦の正月・お盆、アリランを歌うなど

5. ふるさと訪問

死ぬ前に一度でいいから祖国の土地を、祖国の家族の消息をとという願いをかなえるため韓国でのネットワークをいかして日々努力している。これらのサービス内容からみてもわかるように故郷に帰りたくても帰れない「在日」一世が同胞同士、故郷に近い環境で安心して暮らせるように思考をこらされているのがよくわかる。

今後、高齢化が進んでいく中で介護を必要とする「在日」も増えていくだろう。だが、家族の中にもさまざまな事情で介護ができなかったり、独居で身寄りのない人が要介護状態になった時のことを考えると、「在日」を対象にした施設の需要度はますます高くなるにちがいない。日本に多数在住しておられる「在日」の施設が大阪にひとつだけとはあまりにも寂しい限りである。

注1：) 浅野 仁 / 田中 荘司 編「明日の高齢者ケア⑤ 日本の施設ケア」(中央法規 1993年9月1日) 第9章の報告書を参考にした。

ヒアリング 調査紙

注：) この調査紙は「在日外国人高齢者保健福祉サービス利用状況等調査

—健康・生活と保健福祉サービスについての調査—」平成9年3月

大阪府福祉部高齢者保健福祉室、大阪府立大学社会福祉学部、社会福祉調査研究会
を参考にした。

現在の状態

性(男・女) 年齢(数え/満 歳)

健康状態

ADL

1.交通機関を利用して一人で外出可能。 2.近所なら一人で外出可能。

1. 外出には介助がいるが、昼間はたいてい起きて生活。 4.外出することは少なく、寝たり起きたり。

5.寝ていることが多いが、食事・トイレは自分で 6.座ることや食事・トイレに介助必要

7.寝たきりだが、寝返りはできる。 8.寝たきりで、寝返りもできない。

要介護期間

1.一ヶ月未満 2.一ヶ月～六ヶ月未満 3.六ヶ月～一年未満 4.一年～三年未満 5.三年～五年未満

6.五年～十年 7.十年以上

1. 現在通院されていますか。また特定の病気を持っておられますか？そのことについて困った経験がありますか？

2. 一番最近入院されたときのことについてお聞きします。

1. 入退院の時期

2. 退院の際、どのようなことに困りましたか。（例：経済的なこと、介護の問題、家族関係の問題など。）

3. それらのことについて誰に相談して解決しましたか。（例：子供、親族、医者、福祉事務所など。）

家族・親族・近隣との相談、社会的支援について

同居家族について

1.単身 2.夫婦65歳以上 3.夫婦一人65歳以上 4.夫婦65歳未満 5.子供と同居

6.その他

別居子の有無

1.県内に子供が住んでいる。 2.県外に子供が住んでいる。 3.1,2の両方とも当てはまる。

1. その他

1.別居子がおられる方に質問します。

頻繁に訪ねてこられますか。また電話はよくかかってくるか。

2.近隣、知人、同胞、仕事上のお付き合いについてお尋ねします。

どなたとどのようなお付き合いをなさっていますか。

a.挨拶程度 b.安否確認 c.物的援助 d.世話、手伝い e.金銭的 f.誰もいない。

利用しているサービス

1.ホームヘルパー 2.デイサービス 3.ショートステイ 4.日常生活用具の給付・レンタル

5.移動入浴車などでの入浴サービス 6.給食サービス 7.ふれあい浴場

8.訪問理容・美容事業 9.保健婦の訪問指導 10.訪問歯科診療 11.はり・きゅう・マッサージ施術料助成

12.敬老優待乗車証の公布

3.<サービスを利用したことがあるひとのみ> 公的な福祉サービスを受けることになったきっかけと経過を教えてください。

1. いつから受けられましたか。

2. どのような状態のとき、誰から聞いて、サービスを受けることになりましたか。

3. その後の経過と、公的サービスを受けられることになってどのように思われましたか。

家計・経営・就労の変化

現在の収入の種類

- 1.自分の公的年金 2.配偶者の公的年金 3.私的年金 4.自分の貯蓄や株の配当
- 5.配偶者の貯蓄や株の配当 6.不動産などの財産収入 7.自分の稼働収入 8.配偶者の稼働収入
- 9.子供の稼働収入(仕送りも含む) 10.生活保護 11.その他

現在働いていますか。働いている人はどういう職種ですか。また働いていない人で以前働いたことのある人はその時の職種でも結構です。

- 1.自営 2.家業手伝い 3.正社員 4.パート・アルバイト 5.内職 6.その他

1. 収入源となる経営や就労状態の変化がありましたか。

a. 変化なし

b. 変化あり(具体的にどのように)

1. 収入源・資産・貯蓄の変化はありましたか。

a. 増加した(具体的にどのように)

b. 変化なし

c. 減少した(具体的にどのように)

公的年金の加入の有無

年金加入の有無

- 1.加入している 2.加入していない 3.もらっている 4.もらっていない

1. 年金と、自治体の外国人高齢者特別給付金制度についてお聞きします。

1. 国民年金については、1982(s57)年に国籍条項が撤廃されて「強制加入」となりました。その後1986年に年金必要年限の25年のうち、20年9ヵ月を合算対象期間(カラ期間)

として加入期間の不足を補うことになりましたが、その時、加入手続きをなされましたか。(そのこと自体を知っていたか。知っていても手続きをしなかった場合、その理由…などを詳しく聞く。)

2. 外国人高齢者特別給付金を知っておられますか。また手続きの仕方も知っておられますか。

1)特別給付金について a.知っている b.知らない

2)手続きの方法 a.知っている b.知らない

3. この制度ができてどう思われますか。

生活保護について

1. 生活保護についてお尋ねします。これまでに保護を受けたことはありますか。

a.ある b.ない

(1)受給経験のない人 生活保護を受けようと思ったことはありますか。

a. 制度を知らない

b. 制度は知っているが手続きの仕方が分からない

c. 困ったときは受けようと思う

d. 受けたくない

理由：

e. 窓口へ相談したがだめだといわれた。

理由：

f. 必要がない

1. 受給経験のある人 ケースワーカーの対応はどうですか。またどうでしたか。

.住宅

住まいの種類

1.持家(一戸建て) 2.持家(分譲マンション) 3.借家(一戸建て) 4.借家(マンション・デパートなど)

5.公営住宅 6.給与住宅 7.間借り 8.その他

住まいで困ること

1.家が狭い 2.風呂がない 3.湯船に入りにくい 4.トイレが使いにくい 5.床に段差がある

6.玄関に段差がある 7.階段や廊下に手すりがない 8.階段が急である 9.自分(夫婦)専用の部屋がない

10.住宅が老朽化 11.環境が悪い 12.家賃や住宅ローンが高い 13.立ち退きを迫られている

14.特になし 15.その他

1. 入浴する際にどんな事に困りますか。(階段、手すり、広さ、介護者の体力的な問題。)

2. トイレをする際にどんな事に困りますか。(階段、手すり、広さ、ポータブルの場所など)

3. 外出に伴う問題があれば聞かせてください。

日常生活の様子

一日の生活の流れ

一週間の生活の大まかな流れ(通院、散歩、外出、デイサービス、ヘルパー訪問、入浴など)

月

火

水

木

金

土

日

ライフヒストリー

来日の歴史とこれまでの生活の経緯と想い

1. いつごろ、いくつのとき、誰と一緒に、どんな事情でこられましたか。(出国時の事情)
2. これまでの生活と仕事、子供さんの養育はどのようになさいましたか。一番印象に残っていることをお聞かせください。(職種、よかったとき、一番しんどかったとき、どこに住んで、どのようなことをされたか。また自分の最終学歴もふまえて)

1. 戦前

2. 戦後10年

3. 高度成長期(昭和30～40年代)

4. 最近15年ほど

将来のことについて

将来に対する心配事

1. 将来、どんなことに不安をもってらっしゃいますか。
 - a. 自分の健康のこと
 - b. 配偶者の健康のこと
 - c. 寝たきりや痴呆になったときのこと
 - d. 配偶者に先立たれること
 - e. 家族の世話(介護)のこと
 - f. 子供や孫との付き合いのこと
 - g. 近くに身寄りや知人がいないこと

h.相談相手がないこと

i.生活費のこと

j.住宅のこと

k.社会から孤立すること

l.その他

m.特になし

選んだ項目の内容を具体的にお話ください。

1. 困ったとき誰に相談しますか。

a.家族や親戚 b.知人 c.民生委員 d.市町村窓口 e.民族団体の窓口

a. 保健婦、看護婦、ホームヘルパー g.医師 h.その他 j.相談相手がない

福祉サービスについての認知度、権利意識

以下の高齢者福祉サービスを知っていますか。

1.ホームヘルパー 2.デイサービス 3.ショートステイ 4.日常生活用具の給付・レンタル

5.移動入浴車などでの入浴サービス 6.給食サービス 7.ふれあい浴場

8.訪問理容・美容事業 9.保健婦の訪問指導 10.訪問歯科診療 11.はり・きゅう・マッサージ施術料助成

12.敬老優待乗車証の公布

1.上記のなかで利用したいと思うサービスはあるか。

2.現在神戸市で行われている高齢者福祉サービスについて不満な点は何ですか。利用され

ていない方もお答えください。

a. どのようなサービスがあるのか十分に知らされていない。

b. サービス内容が不十分

- c. 利用方法がわかりにくい
- d. 利用料金が高い
- e. 言葉が通じない
- f. 在日外国人に気配りされたサービスではない。
- g. 特に不満はない
- h. その他

以下の施設サービスを知っていますか。

1.特別擁護老人ホーム 2.養護老人ホーム 3.経費老人ホーム 4.ケアハウス 5.老人保健施設

- 1. 上記の施設サービスについてどのようなイメージをお持ちですか。
 - a. 施設での食事、入浴などのサービス内容が不十分である。
 - b. 入所手続きがわかりにくい。
 - c. 利用料が高い。
 - d. 施設では言葉が通じない。
 - e. 私たち在外国人は利用できないと思っている。
 - f. 施設での食事や行事などのサービス内容が日本人向けである。
 - g. わからない。
 - h. その他

- 1. 将来的には施設に入所したいと思いますか。
 - a. 入ってもよい。
 - b. 現状の施設には不満があるが、改善されれば入ってもよい。
 - c. 入りたくない。

1. bと答えた方にお聞きします。

現状のサービスで不満とされていることは何ですか。

- A. 施設での食事・入浴などのサービス内容が不十分であること
- B. 生活するのにルールが多いこと
- C. 入所費用が高いこと
- D. プライバシーが保たれないこと
- E. 食事などが在日外国人に配慮されたサービスではないこと
- F. 在日外国人の文化、行事、生活様式などに配慮がないこと
- G. 言葉の通じる職員が入らないこと
- H. 入所者に同胞(在日外国人)がほとんどいないこと
- I. 日本人と同じ施設で一緒に生活すること
- J. その他

1. a,cと答えた方はなぜそう思われますか。

1. 日本の役所は「在日高齢者」の立場をよく理解していないと思われることはありますか。
例えばどのようなことでそれを感じますか。

2. 福祉に関する年金や福祉サービスについて「在日」に対してよく分かるように知らせてく
れていますか。言葉(読み書き)の問題、役所での対応、手続きの仕方など具体的に感じた
ことを教えてください。

3. 日本で暮らしていて遠慮を感じたことがあれば、聞かせてください。

8.「在日だから福祉のサービスは受けられないだろう。」などとあきらめておられませんか。

ヒアリング調査紙

注：) この調査紙は「在日外国人高齢者保健福祉サービス利用状況等調査

—健康・生活と保健福祉サービスについての調査— 平成9年3月

大阪府福祉部高齢者保健福祉室、大阪府立大学社会福祉学部、社会福祉調査研究会を参考にした。

現在の状態

性(男・女) 年齢(数え/満 歳)

健康状態

ADL

- 1.交通機関を利用して一人で外出可能。2.近所なら一人で外出可能。3.外出には介助がいるが、昼間はたいてい起きて生活。4.外出することは少なく、寝たり起きたり。
- 5.寝ていることが多いが、食事・トイレは自分で6.座ることや食事・トイレに介助必要 7.寝たきりだが、寝返りはできる。8.寝たきりで、寝返りもできない。

要介護期間

- 1.一ヶ月未満 2.一ヶ月～六ヶ月未満 3.六ヶ月～一年未満 4.一年～三年未満 5.三年～五年未満 6.五年～十年 7.十年以上

1. 現在通院されていますか。また特定の病気を持っておられますか？そのことについて困った経験がありますか？
2. 一番最近入院されたときのことについてお聞きします。

・ 入院の時期

・ 退院の際、どのようなことに困りましたか。（例：経済的なこと、介護の問題、家族関係の問題など。）

・ それらのことについて誰に相談して解決しましたか。（例：子供、親族、医者、福祉事務所など。）

家族・親族・近隣との相談、社会的支援について

同居家族について

- 1.単身 2.夫婦65歳以上 3.夫婦一人65歳以上 4.夫婦65歳未満 5.子供と同居 6.その他

別居子の有無

- 1.県内に子供が住んでいる。2.県外に子供が住んでいる。3.1,2の両方とも当てはまる。4.その他

1.別居子がおられる方に質問します。頻繁に訪ねてこられますか。また電話はよくかかってきますか。

2.近隣、知人、同胞、仕事上のお付き合いについてお尋ねします。

どなたとどのようなお付き合いをなさっていますか。 a.挨拶程度 b.安否確認 c.物的援助 d.世話、手伝い e.金銭的 f.誰もいない。

利用しているサービス

- 1.ホームヘルパー 2.デイサービス 3.ショートステイ 4.日常生活用具の給付・レンタル 5.移動入浴車などでの入浴サービス 6.給食サービス 7.ふれあい浴場
- 8.訪問理容・美容事業 9.保健婦の訪問指導 10.訪問歯科診療 11.はり・きゅう・マッサージ施術料助成 12.敬老優待乗車証の公布

3.<サービスを利用したことがあるひとのみ> 公的な福祉サービスを受けることになったきっかけと経過を教えてください。

1. いつから受けられましたか。

2. どのような状態のとき、誰から聞いて、サービスを受けることになりましたか。

3. その後の経過と、公的サービスを受けられることになってどのように思われましたか。

家計・経営・就労の変化

現在の収入の種類

- 1.自分の公的年金 2.配偶者の公的年金 3.私的年金 4.自分の貯蓄や株の配当 5.配偶者の貯蓄や株の配当 6.不動産などの財産収入 7.自分の稼働収入 8.配偶者の稼働収入 9.子供の稼働収入(仕送りも含む) 10.生活保護 11.その他

現在働いていますか。働いている人はどういう職種ですか。また働いていない人で以前働いたことのある人はその時の職種でも結構です。

1.自営 2.家業手伝い 3.正社員 4.パート・アルバイト 5.内職 6.その他

1. 収入源となる経営や就労状態の変化がありましたか。

a. 変化なし

b. 変化あり(具体的にどのように)

2.収入源・資産・貯蓄の変化はありましたか。

a. 増加した(具体的にどのように)

b. 変化なし

c. 減少した(具体的にどのように)

公的年金の加入の有無

年金加入の有無

1.加入している 2.加入していない 3.もらっている 4.もらっていない

1. 年金と、自治体の外国人高齢者特別給付金制度についてお聞きします。

1. 国民年金については、1982(57)年に国籍条項が撤廃されて「強制加入」となりました。その後1986年に年金必要年限の25年のうち、20年9ヵ月を合算対象期間(カラ期間)として加入期間の不足を補うことになりましたが、その時、加入手続きをなされましたか。(そのこと自体を知っていたか。知っていても手続きをしなかった場合、その理由…などを詳しく聞く。)

2. 外国人高齢者特別給付金を知っておられますか。また手続きの仕方も知っておられますか。

1)特別給付金について a.知っている b.知らない

2)手続きの方法 a.知っている b.知らない

3. この制度ができてどう思われますか。

生活保護について

1. 生活保護についてお尋ねします。これまでに保護を受けたことはありますか。

a.ある b.ない

(1)受給経験のない人 生活保護を受けようと思ったことはありますか。

a. 制度を知らない

b. 制度は知っているが手続きの仕方が分からない

c. 困ったときは受けようと思う

d. 受けたくない

理由：

e. 窓口へ相談したがだめだといわれた。

理由：

f. 必要がない

1. 受給経験のある人 ケースワーカーの対応はどうですか。またどうでしたか。

住宅

住まいの種類

1.持家(一戸建て) 2.持家(分譲マンション) 3.借家(一戸建て) 4.借家(マンション・デパートなど) 5.公営住宅 6.給与住宅 7.間借り 8.その他

住まいで困ること

1.家が狭い 2.風呂がない 3.湯船に入りにくい 4.トイレが使いにくい 5.床に段差がある 6.玄関に段差がある 7.階段や廊下に手すりがない 8.階段が急である 9.自分(夫婦)専用の部屋がない 10.住宅が老朽化 11.環境が悪い 12.家賃や住宅ローンが高い 13.立ち退きを迫られている 14.特になし 15.その他

入浴する際にどんな事に困りますか。(階段、手すり、広さ、介護者の体力的な問題。)

1. トイレをする際にどんな事に困りますか。(階段、手すり、広さ、ポータブルの場所など)
2. 外出に伴う問題があれば聞かせてください。

日常生活の様子

一日の生活の流れ

一週間の生活の大まかな流れ(通院、散歩、外出、デイサービス、ヘルパー訪問、入浴など)

ライフヒストリー

来日の歴史とこれまでの生活の経緯と想い

1. いつごろ、いくつものとき、誰と一緒に、どんな事情でこられましたか。(出国時の事情)
2. これまでの生活と仕事、子供さんの養育はどのようになさいましたか。一番印象に残っていることをお聞かせください。(職種、よかったとき、一番しんどかったとき、どこに住んで、どのようなことをされたか。また自分の最終学歴もふまえて)

将来のことについて

将来に対する心配事

1. 将来、どんなことに不安をもっていらっしゃいますか。
 - a. 自分の健康のこと
 - b. 配偶者の健康のこと
 - c. 寝たきりや痴呆になったときのこと
 - d. 配偶者に先立たれること
 - e. 家族の世話(介護)のこと
 - f. 子供や孫との付き合いのこと
 - g. 近くに身寄りや知人がいないこと
 - h.相談相手がないこと
 - i.生活費のこと
 - j.住宅のこと
 - k.社会から孤立すること
 - l.その他
 - m.特になし

選んだ項目の内容を具体的にお話ください。

1. 困ったとき誰に相談しますか。

- a.家族や親戚 b.知人 c.民生委員 d.市町村窓口 e.民族団体の窓口 f.保健婦、看護婦、ホームヘルパー g.医師 h.その他 j.相談相手がいない

福祉サービスについての認知度、権利意識

以下の高齢者福祉サービスを知っていますか。

- 1.ホームヘルパー 2.デイサービス 3.ショートステイ 4.日常生活用具の給付・レンタル 5.移動入浴車などでの入浴サービス 6.給食サービス 7.ふれあい浴場
8.訪問理容・美容事業 9.保健婦の訪問指導 10.訪問歯科診療 11.はり・きゅう・マッサージ施術料助成 12.敬老優待乗車証の公布

1.上記のなかで利用したいと思うサービスはあるか。

2.現在神戸市で行われている高齢者福祉サービスについて不満な点は何ですか。利用され

ていない方もお答えください。

- a. どのようなサービスがあるのか十分に知らされていない。
b. サービス内容が不十分
c. 利用方法がわかりにくい
d. 利用料金が高い
e. 言葉が通じない
f. 在日外国人に気配りされたサービスではない。
g. 特に不満はない
h.その他

以下の施設サービスを知っていますか。

- 1.特別擁護老人ホーム 2.養護老人ホーム 3.経費老人ホーム 4.ケアハウス 5.老人保健施設

1. 上記の施設サービスについてどのようなイメージをお持ちですか。

- a. 施設での食事、入浴などのサービス内容が不十分である。
b. 入所手続きがわかりにくい。
c. 利用料が高い。
d. 施設では言葉が通じない。
e. 私たち在外国人は利用できないと思っている。
f. 施設での食事や行事などのサービス内容が日本人向けである。
g. わからない。
h.その他

2.将来的には施設に入所したいと思いますか。

- a. 入ってもよい。
b. 現状の施設には不満があるが、改善されれば入ってもよい。
c. 入りたくない。

1. bと答えた方にお聞きします。

現状のサービスで不満とされていることは何ですか。

A. 施設での食事・入浴などのサービス内容が不十分であること

B. 生活するのにルールが多いこと

C. 入所費用が高いこと

D. プライバシーが保たれないこと

E. 食事などが在日外国人に配慮されたサービスではないこと

F. 在日外国人の文化、行事、生活様式などに配慮がないこと

G. 言葉の通じる職員が入らないこと

H. 入所者に同胞(在日外国人)がほとんどいないこと

I. 日本人と同じ施設と一緒に生活すること

J. その他

1. a,cと答えた方はなぜそう思われますか。

3. 日本の役所は「在日高齢者」の立場をよく理解していないと思われることはありますか。例えばどのようなことでそれを感じますか。

4. 福祉に関する年金や福祉サービスについて「在日」に対してよく分かるように知らせてくれていますか。言葉(読み書き)の問題、役所での対応、手続きの仕方など具体的に感じたことを教えてください。

5. 日本で暮らしていて遠慮を感じたことがあれば、聞かせてください。

6. 「在日だから福祉のサービスは受けられないだろう。」などとあきらめておられませんか。

参考文献

- 大阪府福祉部高齢者保健福祉室、大阪府立大学社会福祉学部、社会福祉調査研究会(1997年)
在日外国人高齢者保健福祉サービス利用状況等調査—健康・生活と保健福祉サービスについての調査—
- 研究代表者 庄谷 怜子(大阪府立大学社会福祉学部) (1995年)
大都市のエスニック・コミュニティにおける生活構造と福祉の課題
- [庄谷 怜子 中山 徹 \(1997年\)高齢在日韓国・朝鮮人 御茶の水書房](#)
 - [吉岡 増雄\(1995年\) 在日外国人と社会保障 社会評論社](#)
 - 土井 たか子編(1984年)「国籍」を考える 時事通信社
 - 民族差別と戦う連絡協議会(1989年) 韓国・朝鮮人の補償、人権法 新幹社
- 小松 祐/金 英達/山脇 啓造/石井 昭男(1994年) 韓国併合前の在日朝鮮人 明石書店
 - 姜 在彦(1994年) 在日からの視座 新幹社
 - [NGO外国人支援ネット\(1998年\) 兵庫県地域国際化推進基本指針カウンターレポート 多様で豊かな社会の実現をめざして](#)
 - 兵庫朝鮮関係研究会(1993年) 在日朝鮮人90年の軌跡—続兵庫と朝鮮人 (財)神戸学生センター出版部
 - 朴 鐘鳴(1995年) 在日朝鮮人 歴史・現状・展望 明石書店
 - 石井 昭男(1996年) 阪神大震災と外国人 多文化共生社会の現状と可能性 明石書店
 - 日高 六郎監修(1996年) 国際化時代の人権入門 明石書店
 - [総務庁行政監察局\(1997年\) 外国人にも住みよい日本をめざして—外国人の在留に関する行政の現状と課題—](#)
 - 金 賛汀(1997年) 在日コリアン百年史 三五館
 - 仲尾 宏(1997年) Q & A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識 明石書店
 - 駒井 洋 編(1998年) 新来・定住外国人資料集成 上巻 明石書店
 - 駒井 洋、渡戸 一郎 編(1997年) 自治体の外国人政策—内なる国際化への取り組み— 明石書店

- 金 敬得(1995年) 在日コリアンのアイデンティティと法的地位 明石書店
- 姜 在彦/金 東勲(1989年) 在日韓国・朝鮮人 歴史と展望 労働経済社
- 空野 佳弘/高 賛侑(1995年) 在日朝鮮人の生活と人権 明石書店
- 吉岡 増雄/山本 冬彦/金 英達(1988年) 在日外国人の在住権入門—国籍・参政権・国民年金問題もふくめて— 社会評論社
- 佐藤 進編(1992年) 外国人労働者の福祉と人権 法律文化社
- 吉岡 増雄/山本 冬彦/金 英達(1989年) 在日外国人と日本社会 社会評論社
- 野村 進 コリアン世界の旅 講談社
- 浅野 仁/田中 荘司 編 明日の高齢者ケア⑤ 日本の施設ケア 中央法規